

平成19年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年3月6日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成19年3月19日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	延会	平成19年3月19日 午後5時11分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	助 役	古賀 一也	農林課長(本庁)	
	教 育 長	杉崎 士郎	商工観光課長(本庁)	宮崎 和則
	総務部長	中島 庸二	建設課長(本庁)	松尾 龍則
	企画部長	桑原 秋則	会計課長	
	市民生活部長	中山 逸男	農業委員会事務局長	中島 直宏
	福祉部長	田代 勇	学校教育課長	江口 常雄
	産業振興部長	井上 新一郎	社会教育課長	石橋 勇市
	まち整備部長	山口 克美	総務課長(支所)	坂本 健二
	教育次長		市民税務課長(支所)	徳永 賢治
	嬉野総合支所長	森 育男	保健環境課長(支所)	池田 博幸
	総務課長(本庁)	片山 義郎	福祉課長(支所)	井上 嘉徳
	財政課長	田中 明	農林課長(支所)	松尾 保幸
	企画課長	三根 清和	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	地域振興課長		建設課長(支所)	一ノ瀬 良昭
	市民税務課長(本庁)	川原 英夫	下水道課長	江口 幸一郎
保健環境課長(本庁)	山口 久義	水道課長	角 勝義	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井 昇	書記	飯田 邦芳
	書記	太田 長寿		

平成19年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成19年3月19日(月)

本会議第6日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案第30号 嬉野市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 陳情の委員会付託
- 日程第3 議案の訂正について
- 日程第4 議案質疑
議案第16号 鹿島・藤津地区衛生施設組合理約の一部を変更する規約に係る協議について
- 日程第5 討論・採決
議案第16号 鹿島・藤津地区衛生施設組合理約の一部を変更する規約に係る協議について
- 日程第6 議案質疑
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度嬉野市一般会計補正予算(第6号))
議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度嬉野市一般会計補正予算(第7号))
議案第3号 嬉野市副市長の定数を定める条例について
議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う嬉野市条例の整理に関する条例について
議案第5号 嬉野市青少年問題協議会条例について
議案第6号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第7号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第8号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
議案第9号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について
議案第10号 嬉野市下水道事業基金条例の一部を改正する条例について
議案第11号 嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
議案第12号 嬉野市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について
議案第13号 佐賀県西部広域環境組合の設置について
議案第14号 杵藤地区広域市町村圏組合理約の一部を変更する規約に係る協議

について

- 議案第15号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置の廃止について
- 議案第17号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第18号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第22号 平成19年度嬉野市一般会計予算
- 議案第23号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
- 議案第24号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計予算
- 議案第25号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計予算
- 議案第26号 平成19年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算
- 議案第27号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第28号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第29号 平成19年度嬉野市水道事業会計予算
- 議案第30号 嬉野市監査委員条例の一部を改正する条例について

午前10時 開議

議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。連日大変お疲れさまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、市長から議案第30号 嬉野市監査委員条例の一部を改正する条例についての議案が追加議案として提出をされ、議会運営委員会が開催をされました。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案第30号 嬉野市監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。連日お疲れさまでございます。

ただいま議案第30号につきまして、追加議案としてお願いいたしましたので、提案理由を御説明申し上げたいと思います。

本日、追加議案を提出いたしましたところ、早々に上程をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、議案の提案理由を御説明申し上げたいと思います。

議案第30号 嬉野市監査委員条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。

以上、本日追加させていただきました議案の提案理由とさせていただきます。

議案の細部につきましては、総務部長から説明をいたさせますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

おはようございます。それでは、説明を申し上げます。

議案第30号 嬉野市監査委員条例の一部を改正する条例につきまして、理由といたしましては、先ほど申し上げましたように、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるということでございます。

この中身でございますけれども、次のページをお願いいたします。

嬉野市監査委員条例の一部を次のように改正するということで、第1条中「第195条第2項、」を削るということで、第1条につきましては、この条例は地方自治法第195条第2項、第200条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとするということ。次の第2条が監査委員の定数は2名とするということでございます。

それで、第2条を削って、第3条を第2条、第4条から第9条までを1条ずつ繰り上げるということでございます。

内容につきましては、この地方自治法第195条第2項をちょっと読み上げます。「監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市及び町村にあっては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。」ということになっております。この中で、今までは「市町にあっては2人及び3名」となっておったわけでございます。それで、今回はっきり2名というふうにうたわれておりますし、なおかつ、もし3名とか、いろいろ定数を変えられる場合は条例で定める必要があるわけでございますので、嬉野市の監査委員条例につきまして、第2条に2名と規定をされておりますけれども、この

2条がはっきり地方自治法の中で規定されましたので、別に2名以上ではないので、この第2条を削除するという内容でございます。

その後は随時条文が繰り上がるということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

お諮りいたします。議案第30号につきましては、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第30号につきましては、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

日程第2．陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付しております平成19年陳情第3号につきましては、急を要するものであり、本定例会で取り上げることが適当であると思われますので、別紙、陳情文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託をいたします。文教厚生常任委員会において審査、検討、調査をお願いしたいと思います。

日程第3．議案の訂正についてを議題といたします。

市長から提出されました議案について、お手元に配付の正誤表のとおり訂正したい旨、申し出がありました。議案訂正の説明を求めます。総務部長。

総務部長（中島庸二君）

議長のお許しが出ましたので、議案の訂正について御説明申し上げます。

3月6日に提出した議案中、下記のとおり訂正したいから、嬉野市議会規則第18条第1項の規定により、提案いたします。

この内容でございますけれども、嬉野市青少年問題協議会条例の第2条第1項につきまして、「青少年の指導育成保護及び矯正に関する総合的施策の樹立」ということになっておりますけれども、この内容で本文の方が、もともとの上位法の中が「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する」というふうになっておりましたので、このように改めさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案の訂正につきましては、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案の訂正につきましては承認することに決しました。

日程第4．議案質疑を行います。

お諮りいたします。提出された議案のうち、議案第16号 鹿島・藤津地区衛生施設組合格約の一部を変更する規約に係る協議については、鹿島・藤津地区衛生施設組合から佐賀県知事に変更許可申請を早急に提出しなければなりませんので、これを先に質疑、討論、採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議案第16号 鹿島・藤津地区衛生施設組合格約の一部を変更する規約に係る協議についてを先に質疑、討論、採決を行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第16号 鹿島・藤津地区衛生施設組合格約の一部を変更する規約に係る協議について質問を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第16号の質疑を終わります。

日程第5．討論、採決を行います。

議案第16号 鹿島・藤津地区衛生施設組合格約の一部を変更する規約に係る協議について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第16号 鹿島・藤津地区衛生施設組合格約の一部を変更する規約に係る協議については可決をされました。

日程第6．議案質疑を行います。

それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第6号））について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第1号の質疑を終わります。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第7号））について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号 嬉野市副市長の定数を定める条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う嬉野市条例の整理に関する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号 嬉野市青少年問題協議会条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号 嬉野市下水道事業基金条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号 嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号 嬉野市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号 佐賀県西部広域環境組合の設置について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約に係る協議について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置の廃止について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第17号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。

まず、議案書1ページから11ページまでについて質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案書11ページまでの質疑を終わります。

次に、事項別明細書、議案書12ページから26ページ、歳入予算全部について質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

ページ数18ページの3目、土木費国庫補助金の説明の中に地域住宅交付金家賃低廉化補助金ということで今回計上されております。その上に公営住宅家賃収入補助（定額）の分が減額をされておるわけですが、今までは家賃収入の定額ということで毎年いただいておったのが今回補正でなくなり、また、地域住宅交付金ということで今度は2,285千円増額になったと。トータルで考えればプラスの方向ではあるわけなんです、これが結局、公営住宅家賃収入の定額の分がなくなった理由と、一番下の地域住宅交付金家賃低廉化補助金ということが今回から上がってきたことについての御説明をいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

まず、公営住宅家賃収入補助の当初予算額を今回全額減額させていただいております。こ

の理由でございますけれども、国の国、地方に通ずる三位一体改革に伴いまして、当該補助金が一般財源化されたことに伴いまして、今回減額をさせていただいております。18年度の予算要求段階では、この補助金の取り扱いが不透明であったということで計上をさせていただいております。なお、17年度分の申請段階、つまり18年2月の段階でございますが、そこで判明をしたということでございます。ちなみに、平成17年度は2分の1に減額をされております。

それと、地域住宅交付金家賃低廉化補助金でございますが、この補助制度は新たに18年の4月1日からの施行ということで、新たに制定をされたものでございます。18年度以降に管理開始される公営住宅等が対象となっております。本市では下宿ふれあい住宅が該当するものでございます。

補助金の額につきましては、近傍家賃から実際の住宅家賃、これを控除した額の45%相当が補助金として交付されるものでございます。

なお、この金額につきましてでございますけれども、補正予算の要求時におきましては、近傍家賃等の算出計数がその後ちょっと変更がございまして、これは補正を機会があれば行いたいと思っておりますけれども、18年度の補助金の見込みとしては4,393千円が見込まれます。19年度につきましても、補正額と同じ金額で計上しておりますが、後日補正をお願いすることになるかと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

それでは、公営住宅については、一般財源化、三位一体改革の一環で変わったということはわかりました。

そしたら、今度上がってきた地域住宅交付金家賃低廉化補助金、また補正をかけるということではございますけど、アップの方で来るということで理解していいわけですよ。そしたら、これは今までずっと定額と、以前の方は定額ということで毎年毎年来よったわけですよ。今度の地域住宅交付金家賃低廉補助金についてもこのまま、何年先までになるのかわかりませんが、ある程度ずうっとこういうふうな補助が出てくるのかどうか、この点についてはいかがですか。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

この地域住宅交付金家賃低廉化補助金につきましては、4年間の交付ということになって

おります。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

4年間、そしたら18、19、20、21年までということですよ。それなら、22年度以降についてはもう対応にならないということになるんですが、仮に再来年、20年度ぐらいにまだふれあい住宅の計画がございますよね。どうするかはまだはっきりわかりませんが、仮に今のふれあい住宅地に平成20年か21年につくったとするじゃないですか。それは結局もう、あくまでもこれは21年までですかね、ということであれば、もうその分は対象にならなくて、入ってこないという考えでいいわけですかね。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

現在の補助金交付要綱に基づく交付年限が4年間ということで、今後、新規に建設された分の取り扱いにつきましては、ちょっと明確な答弁はここではできないわけですが、制度がそのまま存続すれば該当するかと思いますけれども、以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。野副議員。

14番（野副道夫君）

どこから取りついていいかちょっと。17ページをお願いします。

17ページの国庫支出金の民生費国庫負担金なんですが、保育所運営費が10,000千円減額をされております。それからもう1点は、19ページですけど、県支出金の保育所運営費が5,330千円減額をされておまして、そして、15ページに戻りまして、保育所保護者負担金というのが11,000千円ほど増額になっておりますが、この関係について御説明をお願いしたいと思います。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

まず、国庫支出金、県支出金、これはお互いに関連をしまして、運営費補助の2分の1と4分の1の分でございますけど、保育所保護者負担金が分担金及び負担金の欄で民生費負担金で11,469千円増額になっております。これにつきましては、当初予算の策定の段階で嬉野

保育所分の保護者負担金の歳入を計上しておりませんでしたので、算定漏れということで、この分を一括して11,469千円、嬉野保育所分を計上しましたところ、国庫負担金及び県負担金が減額になったということで、これは当初予算の策定時の算定の誤りだということで御理解をお願いします。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

そうすると、単純な計上ミスであったということで理解をしておっていいわけですね、嬉野の分についてはですね。そのことについて、要するに国庫支出金、県支出金というのが減額をされたということで理解をしておっていいわけですね。ただ、その保護者負担金というのは、新たに増額になったという分じゃないですね。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

新たに増額ではございません。これ当初、嬉野保育所分の保護者負担金の分が計上漏れであったということで、その結果、国庫負担金、あるいは県負担金が減額になったと、お互いに関連をしておりますので、二重計上ということではございません。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

単純なミスであったとすれば、非常に問題があるような気がするんですよ。結局、どこの保育園でも保護者負担金というのはそれなりに園児に対する割り振りの中で歳入として上がってきておったと思うわけですが、ただ、嬉野保育所の分だけがここで上がっていなかったということになれば、非常に問題があるんじゃないかなというふうに思うわけですね。だから、このことについてはいろいろ御答弁はできないでしょうけれども、今後、こういった単純なミスがないようにやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

今後、こういったミスがないように十分注意をして予算の計上をしていきたいと思っております。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

引き続きで申しわけないんですが、25ページの雑入の中の日本道路公団支弁金ですね、今回846千円も大きく減額をされたわけなんです、この理由だけお聞かせ願いますでしょうか。

議長（山口 要君）

支所総務課長。

総務課長（支所）（坂本健二君）

お答えいたします。

この支弁金につきましては、道路公団から市が受け取って広域に流す分でございますけれども、理由につきましては、人件費等の減で、救急隊を動かす1隊の費用を道路公団で算定いたしておりますが、それらが減額になったという理由でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで歳入12ページから26ページまでの質疑を終わります。

次に、歳出、事項別明細書27ページから34ページまで、第1款・議会費から第3款・民生費について質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

28ページの総務費の中の一般管理費、この中で賃金、支所の分なんです、臨時職員さんの分ですね。これが今回1,464千円、当初から考えれば約半分、半年分減額されたわけなんです、これは多分当直の方ということで当初説明がされたと思うんですよ。それで、そのあたりの半年がどうなったのか、御説明をお願いしたいと思います。

議長（山口 要君）

支所総務課長。

総務課長（支所）（坂本健二君）

お答えいたします。

当初、臨時職員を1人採用する予定でございましたけれども、その分につきましては、嘱託職員の分がまだ契約があったということでございましたので、それに切りかわって臨時の分が1名減になったということでございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

ちょっと今の理解ができなかったんですが、そしたら、今回の減額の分は、嘱託職員の枠があったということであれば、4月から半年分は嘱託で来て、その後が臨時になったんですか。ちょっと今の説明を聞くと、何かそういうふうな意味合いのとり方をするわけなんです

が、どういうことになるわけですかね、嘱託職員がいたから半年分がなくなったというのは。

議長（山口 要君）

支所総務課長。

総務課長（支所）（坂本健二君）

期間的には1年分でございます。1,464千円というのは1年分でございます。1人の1年分ですね。よろしゅうございますか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

同じページです。委託料、職員健康診断ですね。多分受診者が少なかったという理由が大きな理由だと思うんですよ。その理由が、結局どういふことで受診者が少なくなったのか、これが一番大きな要因だと思うんですが、現在の職員さんの中で、18年度受けていない方が何名いらっしゃるのか。これは費用じゃなくて、多分受診者の数によって減額だと思うんですが。

議長（山口 要君）

本庁総務課長。

総務課長（本庁）（片山義郎君）

今回、補正をお願いしている分につきましては、当初予算が15,610円で積算しておりました。入札にかけまして、11,100円の入札しております。主な理由はこの分です。

健康診断を受けていないのは、人間ドックとか、そういうのを受けた方は受けておられません。延べ人数で、最高で一つの受診項目で278名、職員が193名、臨時・嘱託で85名受診されております。あと、職員の方で受けていないのはもう人間ドックだと考えております。

以上です。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

人間ドックだと思うわけで、確認とれてますか。

議長（山口 要君）

本庁総務課長。

総務課長（本庁）（片山義郎君）

受診者がすべて人間ドックを受けているかどうかというのは確認しておりません。ただ、人間ドックを受けた方はこの健康診断は受けないということで承知しております。

以上です。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

大きな減額の理由というのは入札減ということで理解をしました。ただ、今答弁されたように、本当に人間ドック関係、個人的なドックで受診をされなかったのかどうかという確認をしていただいて、要は職員さんたちが健康診断を受けてもらうことが前提なんですよね、何といっても。若干外れるかわかりませんが、保健事業関係で市民の皆さんにお願いしている以上、やはり職員の皆さんが率先して健康診断を受けてほしいし、昨年前までの合併の激務の中でかなり課長さん、あるいは部長さん、職員さん倒れられた方、入院された方いらっしゃるわけですよ。ですから、そのあたりはもし受けていらっしゃらない方があれば、必ず受けるようにと、特に今年度もう一回そのあたりを周知徹底をお願いしておきます。

議長（山口 要君）

本庁総務課長。

総務課長（本庁）（片山義郎君）

再度確認しまして、全員受診するようにいたしますので、よろしくをお願いします。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

20番（山田伊佐男君）

34ページの生活保護費、2目の扶助費の中で大きく医療扶助が50,000千円ほど減額になっておるわけですが、これについて御説明をいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

医療扶助につきましては、当初予定しておりました、通院、入院両方あるわけですが、入院の患者数が当初の見込みより少なかったということがまず大きな原因ですが、それとともに受診総数が少なかったということで、こういった結果になっております。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

お伺いしますけれども、当初はどのぐらい見られていたんですか。その予算を当初積算するに当たって、それなりの調査をしながら計上されたと思いますけれども、そこら辺についてはいかがですか。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

当初、入院患者数を30名ということで、これは特に生活保護関係につきましては、高額な、重度の障害をお持ちの方でございますので、そういったふうに予定じゃないですけど、予算計上してありましたけど、実質が大体平均で22名というふうに、約10名程度の減となっております。

議長（山口 要君）

山口榮一議員。

13番（山口榮一君）

32ページの障害者福祉費の中の扶助費なんですけど、これ60,000千円減額になっております。この内容説明と、この人員がどれくらいおられるものか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

障害者支援費の関係でございます。今回60,000千円の減額をいたしております。これにつきましては、当初、予算計上では自立支援法の施行前が大体月32,000千円程度の支援費が必要であったと。施行後が月平均で大体28,000千円ということで、施設訓練費の実績が減ってきたと、月々で大体4,000千円から5,000千円程度減っております。そういったことで、今回総額としまして60,000千円というふうな結果になっております。（「人員については」と呼ぶ者あり）

人員につきましては、これ施行前と施行後はほぼ変更はございません。ただ、そういった施設に支払う支援費の額が減ったということで、これは障害者のサービスの利用を受けられる方が急に減ってという結果ではございません。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田中議員。

7番（田中政司君）

28ページの一般管理費の15．工事請負費、防犯灯整備事業についてお尋ねをいたします。

これは当初予算ではたしかこの防犯灯整備事業というのはなかったように思います。今回、88地区、300灯というふうな説明は受けておるんですが、これが今の補正で上がってきた理由と、簡単な説明をお願いいたしたいと思います。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

この事業につきましては、国の合併の補助金を充当したものでございます。それで、今までは10千円とか、地区によっては防犯協会から補助をやっていたケースがありましたけれども、今回、合併の補助金ということで国の申請に対して認められましたので、両町の融和を図るためにこれを整備したいということで、単価は65千円程度になるかと思えます。ただ、この65千円というのは、あくまで電柱まで立てての単価だと思えますので、柱が必要なければもっと安く、安価になるわけでございます。

ただ、これにつきまして問題なのは、地区でこの維持費ですね、電気代等の問題がございますけど、その辺を御理解いただければ、平均で300灯ということになっておりますけれども、こういう形で設置をさせていただきたいということでございます。

なお、委員会の中での御指摘もございましたけど、かなり整備が地区ではできているんじゃないかということでございました。それで、できれば今後、区の了解をいただかなくてはいけないですけれども、地区会とか、それからある程度明記をしていただきたいというのは、通学路をある程度重点に置いて整備を地区にお願いしていただきたいという要望もいただきましたので、その辺を検討させていただいて、設置に向けてお願いをしたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

今までは部長の答弁のように、協会の方とか、そこら辺で補助があったわけですが、今回、国の合併補助金がついたということで、今回の予算計上ということではありますが、次お聞きしたいのが、じゃこれは単年度なのか、継続なのか。また、これを単年度で、要するに使ってしまわなければならない金額なのか、単年度でこれだけ分の予算がついた。仮に今部長おっしゃいましたように、88地区というのは、要するに行政区で一つずつという考え方だろうというふうに思うんですね。そこら辺で、必要な区、必要でない区、例えば面積が広い区、狭い区、戸数が多い区、少ない区、多々あると思うんですね、条件の違いがですね。そういったところで、具体的に今後どうやっていこうかというふうに思われているんじゃないかなと思いますが、これは地区でかなりの温度差があると思うわけですね。必要なところ、必要でないところ、そこら辺の検討で、これが毎年来るのであればあれですが、例えば、結局これを基金としてとか、そういうふうな形で防犯灯整備事業の中で何といいますか、通学路等において区が申請をして、維持費も区でやってもらうと、年間これぐらいの維持費がかかりますよ、しかし、単純に65千円ずつと割るのではなくて、そのうちの何割負担という形で今までみたいに整備をしていられないのか。要するに、一遍にこれをつけてくださいというばらまきのものじゃなくて、ある程度長くわたって整備をしていくという形にできない

のか、お聞きをいたします。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

この事業につきましては、合併補助金ということで、国の補助金ということで、制度上、単年度ということで限定をされております。それで、翌年に継続をすべきじゃないかということですが、この補助金の性格上、繰り越しはできないと思っております。ただ、これは18年度繰り越しで19年度実施でございます。

それと、この88地区の65千円、平均ということで申しあげましたけど、これはあくまで申請の段階で、両町一体になった施策として全地区を上げておりますよという内容のものでございますので、当然エリア的なものが出てくれば、かなり個数によっては変わってくるかと思えます。また、聞き及びますと、地区によってはもうほとんどうちは要らないというところもはっきり言われている行政嘱託員さんの方もいらっしゃいます。それで、平均このくらいですよということで、要望をとって、その辺の選定についてはまたある程度考慮をさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

そういうことで、非常に各地区で温度差があるわけですし、我々が見ておりますと、駐在員さん、いわゆる行政嘱託員さんの方はそうおっしゃられたかもわかりませんが、区長さんはそがん言いよいなってん、こけ欲しかとばってんのというところもあるんですよ。地元住民さんにとってみればですよ。区としては駐在員さんはそうおっしゃるけれども、それが大きな区になりますと、区長さんはそがん言いしゃってもというところもあると私は思うんですよ、現状はですね。そこら辺のところを駐在員さんとよく話をしながら、そういう温度差がないように持っていただきたいということを要望だけはしておきます。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

実際に地区にお願いをしたときに、その旨を申しあげて、だから、どのように配布を地区で割るのかというのがまだはっきりはしておりませんが、平均でこのくらいになるんじゃないかということで考えておりますので、今後、議員御指摘の点も考慮しながら、お願いするときはその辺を考慮いたしたいと思えます。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

関連なんですけど、確認をします。

そしたら、今のところはまだどういうふうな配分でいくのかというのは決定していないわけですね。言い方を変えれば、先ほど部長の方はある地区では要らないというところもあるということと言われたわけですね。田中議員の方からも出たように、ある地区では逆に物すごく要るところもあるわけですね。そういうふうな配分が、結局、申請の中である地区では10個欲しいと、ある地区では要らないというふうなことが、その申請の300灯の中で対応できるかできないのかというところが、まだ決まっていなかったのか、そのあたりが一番ちょっと知りたかったもんですから。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

明確なことは申し上げられませんが、実際におろしてみるときにどのようになるのか。また、電柱があれば20千円以下でできるんじゃないかなと思うので、単に割れば300灯ですけれども、実際は400になったりするんじゃないかなと思っています。ただ、基準をある程度明確に示さなくてはいけないと思いますので、例えば、今300灯で大体3個ずつ、4個ぐらいになりますかね、それを3個均等に配分して、残りについては要望が多かったところにやるとか、その辺の配分についてはまだ明確なものは出しておりませんので、その辺は、先ほど田中議員にも説明申し上げましたように、その辺もう一度ちょっと考慮させていただきたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

ちょっと所管で悪いんですけども、委員会で話したのは、通学路を主にとという御説明があったと思うんですね。例えば、集落と集落の間、子供たちが通学しているその安全確保のために防犯灯をつけるのが主にとという御説明をいただいたんですけども、今の答弁を聞いていると、各地区に、いわゆる行政区に幾つずつという話になっていますけれども、そこら辺は委員会と少し違うんじゃないかというふうに私は思ったんですけど、その集落と集落の間の通学路につけて、その負担をどうするかというのが今後の課題だというふうに、総務委員会ではそういうふうな話だったと思いますけど、そこら辺違ったですかね。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

私は、趣旨は今山田議員が言われたような趣旨で最初申し上げたつもりでございます。ただ、地区についてもある程度は配分を当然するという趣旨でございましたので、だから、委員会で御指摘いただきましたようなことを先ほど申し上げたのは、まず要望としては通学路をある程度大事にしたいということで流そうかということは、もうはっきりそのように田中議員のところでも申し上げたつもりでございます。それを曲げているわけではございません。

ただ、この電気料につきましては、通学路になると、委員会の中でも御指摘いただきましたように、果たして地区できれいに見えていただけるかどうかというのが非常に問題になるなという感じを私も持っていますので、その辺の配慮ができるのかできないのか、それはまた次の問題になるかと思えます。

一応、当初委員会で御説明し、またそういう要望をぜひ入れて流してくださいということの趣旨は曲げていないつもりでございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

28ページ、総務費、財産管理費の備品購入費の公用車購入事業12,900千円、このことについてどういうことか、まず説明してください。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

備品購入費の公用車購入事業についてのお尋ねでございますけれども、合併に伴いまして本庁と支所間の連絡業務のこととか、あるいは実態調査に出向くときの公用車の不足ということが生じてきておりまして、集中管理車の不足がございましたので、購入したいということで、まず軽乗用車を6台、普通のライトバンを1台、それと10人乗りのワゴン車を1台購入したいということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

軽自動車は8台ですかね。（「6台」と呼ぶ者あり）合計8台。

このことについて、市長も予算面でも大分5%ぐらいは削減せろというふうな至上命令も出ておりますけど、いわゆるこういうふうな消耗品というですかね、自動車は扱い方によっ

てはむだな財産、消費でもあるし、塩田のとき、恐らく6月議会で間に合わんかわかんけん申し上げておりますけど、26台ぐらい水没したこともあったわけですよ。ですから、そういうふうな、今から先はいつ気象条件がかわるかわかんけん、特に塩田はそういうふうな環境ということでもありますから、この公用車について、こういうふうには12,000千円も買われるということについて、一応心得をしとってみてください。恐らく塩田の方は御存じでしょう。嬉野の方はびっくりしんさるかわかんけん、そういうことも含めて参考ですけど。

そいぎ、このことについて、まず全部で公用車は何台あって、燃料費が年間どのくらい、去年とことしでして差があったとか、増減ですね。

それから、よその首長さんはよく軽乗用車でもいいですよという話がありますけど、そういう点では、これは総務課としてどういうふうな取り扱いをされているか。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

公用車の数でございますけれども、68台ございます。本庁が25台、支所の方に43台ございまして、燃料費というのは、集中管理車だけじゃなくて、各課の方の所管になっているものもございまして、燃料費の経過といいますか、増加とかいう分についての集約は私の方ではできておりませんが、先ほど水没の話がございましたけど、昨年もちょうと雨が心配だなというときには、前日から上の方に何といいますか、1階の方に上げるように、地下駐車場から上げて帰るといような措置を3回ほどやりました。そういうことで、これ全部が今度の分は本庁に配備するわけではございませんけれども、公用車の管理については十分注意を払っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

これは市長にお尋ねですけど、何というんですかね、今非常に軽自動車、特にトヨタあたりでも軽自動車が爆発的に売れると、普通車が余り売れないということをお聞きですけど、市長みずから、軽自動車も割合に今非常に性能もいいですから、今現在、軽自動車に乗っておられるんですかね、それとも普通車ですかね。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えをいたしますけど、個人の車ということですかね。公用車でですか。（「公用車で

す」と呼ぶ者あり) 公用車は前の塩田町長が使っておられたのに乗っておりますけど、何ですかね、あれは。セドリックですかね、を使わせていただいておりますけど。前の公用車ですね。ですから、2,000cc以上あるとですかね、2,000ccぐらいでしょうか。

以上でございます。

議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。(「ちょっと関連ですから、もう一つ」と呼ぶ者あり) もう4回目ですよ。(「ちょっとついでですけど」と呼ぶ者あり) それをやりますと、もう切りがありませんので、また後でお願いします。とりあえず切ります。

ほかに質疑ありませんか。秋月議員。

4番(秋月留美子君)

同じく28ページ、今の公用車のところですけども、リースは考えられなかったのかということですけども、ほかの市でリースをしているところがあったら、それとのちょっと比較ですけど、をお願いします。

議長(山口 要君)

財政課長。

財政課長(田中 明君)

リースを考えられなかったかというお尋ねでございますけれども、今回、合併の補助金ということで購入の補助がつかしました。従来、公用車の配備につきましては、補助事業等で備品購入費で補助金がある場合は購入と。あるいは、使用料等とかでリースの分については補助がありますよというような場合はリースでというような有利な方を採用いたしまして、できるだけ一般財源の持ち出しが少なく済むように判断をしておったところです。

全く補助がない場合で、単独でやる場合は単年度の財政負担をできるだけ少なくすることで、リースも考えてやってきた経過はございます。今回は合併補助金ですので、丸々100%来ますので、非常に有利な補助金という判断をいたしまして、購入をするということでございます。

議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

11番(神近勝彦君)

30ページに移りたいと思いますが、30ページの税務総務費、今回、財源内訳補正ということになっておるわけですよ。国、県の交付金が減額されて、一般財源化になっておるわけですが、結局これも合併特例に絡むものなのかどうか、このあたりいかがでしょうか。

議長(山口 要君)

財政課長。

財政課長(田中 明君)

賦課徴收費のところだと思いますけど……（「財源内訳補正」と呼ぶ者あり）あっ、これは県の合併交付金の関係だと思いますが、ちょっと調べさせていただきます。

ちょっと税務の方で、わかりません。済みません。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

財源内訳補正ですけれども、先ほど財政課長がお答えいたしたように、県の合併交付金でございます。内訳としては、固定資産の平準化事業ということで、各地調査委託業務がマイナスの2,000千円、それから地籍システム統合でプラスの5,260千円、それから評価システム統合ということでマイナスの7,700千円ということで、合計で4,440千円となっております。

以上です。（「それじゃないですよ」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

神近議員、もう一度1回目の質問をやり直してください。

11番（神近勝彦君）

30ページの税務総務費の中の今回、財源内訳補正がかけられたわけですよ。結局4,440千円が一般財源の方から今回支出になっているわけなんですよ、国、県の分がなくなってですね。これが結局、今までずっと補正関係を聞いてくれば、合併特例債とか合併の補助金に伴うものというものがかなり出てきたもんですから、今回の分もそういうふうな流れの中で財源が変わったのかどうか、このあたりについてお聞きをしたいんですが。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

先ほどお答えをいたしましたように、県の合併交付金が三つの事業で増減があった合計で4,440千円が国県支出金から一般財源の方に変更になったということでございます。（「もう一回中身をよかですか。合わんやっただですよ、中身の計算が」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

昨年の6月になりますが、平準化事業ということで20,000千円の補正を組ませていただいております。その20,000千円のうち19,300千円が交付金の事業ということで財源確保ができておりまして、その19,300千円の対象事業のうち、事業が確定をいたしまして、地籍管理システム、固定資産システム、これが13,860千円ということで契約をいたしております。それと、現地調査費、当初3,000千円見込んでおりましたが、1,000千円で契約を完了いたしてお

ります。そういうことでございまして、システム関係で2,440千円、それから現地調査費で2,000千円の入札残が出ております。そういうことで、合計の4,440千円の減額を提出いたしておるところでございます。

以上でございます。（「後で計算書を下さい」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第3款・民生費までの質疑を終わります。

次に、歳出35ページから40ページまで、第4款・衛生費及び第5款・農林水産業費について質疑を行います。質疑ありませんか。西村議員。

18番（西村信夫君）

衛生費の方で一番上の乳がん検診ということで……

議長（山口 要君）

ページ数をおっしゃください。

18番（西村信夫君）続

35ページです。乳がん検診を1,300千円減額補正されておりますが、当初予算では5,700千円程度あったんですが、この原因についてはどうなのか。受診率が低かったのかどうか、そこあたり含めて答弁いただきます。

議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えをいたします。

乳がんと子宮がんについては、隔年受診、2年に一遍すればよいということで、ことは多い年ということで18年度は計上いたしておりましたけれども、見込みよりは少なかったということで、1,300千円の減額という形で補正を出しております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

乳がん検診というものは、マンモ1方向とか、あるいはマンモ2方向というようなことで人員の配分もしてありますけれども、このマンモ1、マンモ2というふうなのはどういう検診なのか、このあたりも含めて答弁いただきます。

議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えいたします。

マンモ1というのは、触診プラスマンモグラフィーによる、はっきりこうあれですけど、片方からと両方からという形だと思いますけれども、とにかく一つの方向からと二つの方向からをして、正確な診断をするということで、機器を使つてのことだと思います。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

マンモ1とマンモ2ですけれども、その検診の費用が違うんじゃないかと思えますけれども、その格差はどうか、そこまでわかっていればお答えをいただきます。

議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

保健環境課長（本庁）（山口久義君）

マンモ1方向のみでは2,160円、マンモ2方向のみが3,816円、触診までプラスしたマンモ1方向では3,332円、触診プラスマンモ2方向で4,988円ということで18年度は行っております。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山田議員。

20番（山田伊佐男君）

35ページなんですけれども、19節の補助金、浄化槽設置整備事業なんですけど、これは7,000千円の減ということで計上がなされております。7,000千円といいますと、10基以上の分かなというふうに判断をするわけですけれども、これについては、要するに設置する方が少なかったという結論になるかと思えますけれども、そこら辺について御説明をいただきたいと思えます。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

今回、浄化槽設置整備事業ということで7,000千円程度の減額をさせていただいております。これはおっしゃるとおり、実績見込みということでございます。

具体的に申し上げますと、当初5人槽を13基予定しておりましたが、これが8基、それから7人槽が43基から28基、10人槽が2基から3基、10人槽だけは1基ふえた形になっております。トータルで19基、当初の予定からすると減少をいたしております。恐らくは下水道の

整備等々、それと住宅といいますか、着工件数の減少とか、特に山間部では少なかったように思っております。そういうことで、あくまでこれは実績見込みによるものでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

要するに旧嬉野町時代は大体30基ぐらいしていましたかね。当初予算で大体20,000千円の、大体50基前後、そのぐらいですかね、予定されていたんですけれども、部長が言われたように、いわゆる公共下水道の予定区域は原則として、これは要するに設置できないわけでしょう。農水も一緒ですね。となると、だんだんだんだん需要が減ってくるという可能性があるわけですね。ただ、市としてはPRをしなきゃいけないわけなんですけれども、そこら辺について、例えば、19年度の当初予算にもかかってくるわけなんですけれども、従来どおりの考え方でいいのかどうかですよ。そこら辺についてやっぱり見直しをする必要が結果としてあるんじゃないかというふうに思いますけれども、そこら辺についてはいかがですか。

議長（山口 要君）

もう一度質問の趣旨をお願いします。

20番（山田伊佐男君）続

要するに、当初20,000千円ほどの予定をされておりましたよね。いろんなPRもしながら、要するに頑張っていた分はわかるんですけれども、結局は希望者が少なかったと。となると、要するに範囲ですよ、合併浄化槽をつける範囲、これも今縮小をどんどんされてきておるわけでしょう。要するに公共下水道の予定地域はだめ、あるいは農水の予定地区もだめと、その予定地外の人に合併浄化槽を進めていくわけでしょう。となると、従来の考え方には問題がありはしないかと。要するに範囲が狭まっているわけだから。したがって、そこら辺についてはどのようにお考えなんですかということですよ。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えをいたします。

確かにおっしゃるとおり、汚水処理整備の進捗に伴いまして、そういった計画地区外を対象にしておりますので、年々減少の傾向になるかと思っております。現在、公共下水道とか農集の計画区域を外しておりますのは、一つは二重投資を避けるという意味から、そういうふうに措置をいたしております。通常は年度当初、4月ごろに各行政区を通じて希望等をとっております。そのときにPRをしておるわけなんですけれども、減少した理由が、何と申しますかね、分析ですか、そこら辺は十分なものがないわけなんですけれども、先ほど申し上げましたよ

うに、住宅の建設の戸数の減少等、そういったものも影響があるのかなというふうには思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

例えば、対象区域というのは、じゃ原則ということでとらえていいんでしょうかね。

それと、あとPRの仕方の問題、いつも毎年出るわけですけども、そこら辺についても少し検討の余地があるんじゃないかというふうに思いますけれども、今日までの合併浄化槽設置の推進についてのPRについてはどのようにされてきたんですか、そこだけ。

議長（山口 要君）

下水道課長。

下水道課長（江口幸一郎君）

お答えをいたします。

合併浄化槽が当初予算とかなり数が減っているというふうなことでございまして、これは御質問のとおり、確かに対象区域は減少しておるということで、公共下水道区域の認可区域以外、それから旧塩田地区につきましては、農業集落排水事業の認可区域以外ということで、御質問のとおり、今後につきましては、数等につきましては見直すようなことも出てくると思っております。

それと、PRでございますけど、先ほどまち整備部長から答弁がございましたように、市報等を通じまして5月にPRをいたしております。それと、今年度につきましては、従来だったら1回ということではございましたけど、今年度につきましては、数がなかなか伸びないというふうなことでございましたので、時期ははっきりしておりませんが、10月か11月に再度お知らせを作成いたしまして、対象区域には回覧をしたところでございまして、なおかつ伸びなかったというふうなことでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

38ページ、畜産業費、ここの19、23、28節、この三つは関連してきますが、19節はまた違いますけれども、この中で23、28節の高齢者の方は18,000千円の増額、そして肉用繁殖牛導入事業基金への8,960千円の増額というふうになっておるわけなんですけど、なぜ今回このあたりの償還金が発生したのか、そのあたりと、今度また基金への繰り入れですか、こういうものが発生しているのか、この点をお聞きしたいんですが。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えをいたします。

今回、畜産業費でお願いしております償還金、繰出金につきまして御説明を申し上げます。

この高齢者等肉用牛特別導入事業につきましては、旧塩田地区においては、昭和53年度に基金を積み立て、旧嬉野町におきましては昭和51年度に基金を積み立ててきたわけでございます。これが国、県、市で3分の1ずつの基金を持ち寄りまして、それを活用して畜産振興のための子牛生産をしておったわけでございますが、この事業が平成18年度末で完了しまして、国、県の持ち分の3分の2を今回返還するということになりまして、その3分の1に当たる金額を国、県に償還し、その残金を従来から続けております肉用繁殖牛導入事業基金の方にそれを基金として積み立てをさせていただいて、これから先も市の単独の分は続けさせていただきたいという趣旨でございます。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。野副議員。

14番（野副道夫君）

今、神近議員の質問に関連させてなんですが、高齢者肉用牛の現在の推移、飼育状況あたりはどういうふうになっておるのでしょうか。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

この高齢者肉用牛の活用につきましては、現在まで両旧2町で活用していただきましたのは、総頭数で566頭活用いただいております。それで、現在、年度末の貸付残高としては12頭ということとなっております。

以上です。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

そうすると、だんだんだんだん減ってきておるわけですがけれども、これは恐らく希望をとられて、そして対応されてきたというふうに思うわけですね。結局、減少してきた原因というのは、もう買い手がなかったということになるのでしょうか。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

この高齢者肉用牛につきましては、以前から18年度末の廃止というのは決まっておりますので、希望のある方は肉用牛の方に振りかえて、若干そういうふうな希望者が少なくなりつつあるという現象もあるかわかりませんが、極端に減ってきたことにつきましては、今年度末での廃止を前提に、肉用牛の方にくらがえをしていただいたためでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

そうすると、高齢者の方が肉用牛に移られたというような理解をしていいわけですね。

市長にお尋ねですけど、特に今健康のまちをつくりたいというようなことで、目玉商品として掲げていらっしゃるわけですから、高齢者に対するこういった制度がなくなったからということで、ただ単に制度をなくして、今後、高齢者の取り扱いをしなくていいのかというような疑問もあるわけですね。できれば高齢者の方にもっと生きがいを持って働かれるような状況を推進していただきたいなというふうに思うわけですが、そこら辺について、市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私も和牛部会、それから酪農部会等の総会にも参加させていただくわけですが、全体的な動きといたしましては、和牛部会、肉用牛の方が今動きが出てきているというふうに理解しておりまして、酪農の方が相当減少しつつあるかなというふうな状況でございます。ただ、そういう中でも、肉用牛の場合は高齢者の方も比較的熱心に取り組んでおられますし、特に嬉野市の繁殖じゃなくて、何というですかね、肥育というですかね、嬉野市の肥育の技術というのは高く評価されておりまして、単価も非常に高いと、県内でも2番目か3番目にいっているというふうに思っておりますので、その点では今後もぜひ御協力できる分は続けていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島議員。

16番（副島敏之君）

35ページ、先ほどの乳がんについて、わかる範囲内で結構でございます。お尋ね申し上げたいと思いますが、嬉野市になりましてからこの乳がんの発生件数といいますが、早期発見、これは新聞紙上でも、マスコミも取り上げておりますけれども、最近では年齢の幅が物すごく広いと、もう30代から70代までの方が対象者といいますが、そういう発病をされておるといいうことも言っておるわけでございますが、当市において検診の結果、その疑いも含めてどのくらい件数があるのか、お尋ねをいたします。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

がん検診の結果について答えをいたします。

乳がん検診につきましては、40歳以上の方を検診を行っているわけですが、18年度の乳がん検診が申込者数に対して嬉野地区が62.9%、塩田地区が73.7%、市全体で67%となっております。

今回、がん検診を行ったわけですが、この中で18年度の検診では乳がんが発見されたケースはありません。あと、ほかのがんで、胃がんとか大腸がんとか前立腺がんとかの発見者はございましたけれども、乳がんについては、がん検診の結果、異常はございませんでした。

以上です。

議長（山口 要君）

副島議員。

16番（副島敏之君）

今聞いてびっくりしたんですが、嬉野市の当地区で全然なかったということはびっくりしましたけれども、これは本当でしょうね。非常に新聞紙上では若年性から高齢者まで、私が知っておる人も70代の方もされておるんですが、全然なかったということは、それはもう部長が言われるから本当だと思うんですが、今一番多いのは乳がんとか大腸がんと言われておるんですね。それから、この前のニュースでは、男性が乳がんにかかったということまで言われております。だから、女性に限るものじゃないんだと、男性も乳がんを発症することもあるんだってのニュースで言っておりましたが、お聞きになったと思いますが、これはもうまた特殊な例ですけどね。

これはゼロだったということは、再確認をいたします。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

検診の結果で陽性率とかはあったかとは思っているんですが、最終的にがんであっ

たということはございません。

ちなみに、胃がんということで発見された方が、男3名、女性3名、大腸がんが男2名、女性の方が4名、前立腺がんが2名で、14名の方がさっき言ったがんということで今治療をしていただいております。

以上です。

議長（山口 要君）

副島議員。

16番（副島敏之君）

ゼロであったということは、乳がんについては私は結構なことだと思いますよ。しかし、いろんな情報を聞きよりますと、日本人については乳がんの発生率が徐々に上がってきておるといってございまして、ゼロであったことを、それはそれとして、今後もやはり早期治療をやっていただくことを、市長、ぜひ今後も続けていってほしいと思うんでございますが、市長の方から最後に答弁をお願いします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私どもも要するに健診事業、またがん検診もやるわけでございますが、そのほかでまた受診しておられる方もたくさんおられるわけでございますので、トータル的には議員御発言のように、報道等では非常に厳しいということでございますので、私どもとしても受け持っている範囲では努力をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。野副議員。

14番（野副道夫君）

40ページです。40ページの林業振興費の中の委託料で、市有林の整備計画を策定するのに10,100千円ということが計上されております。これは私の聞き間違いか、勉強不足でしょうかけれども、市有林が1,580ヘクタールということを知ったような気がするんですけども、嬉野と塩田に分けて、面積がわかればお教えてください。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えをいたします。

市有林の面積ということでございますけれども、今現在把握しているのは、塩田町で56ヘ

クタール、嬉野町の方で539ヘクタール、合わせて595ヘクタールということであります。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

どうも済みません、私が1,580ヘクタールと聞いておったもんだから、1,580ヘクタール、こんなに嬉野市有林があるのかなというふうに思っておったもんですからお尋ねをしたところでした。面積についてはわかりました。

要するに、今回、整備計画をつくられるのは、全体で595ヘクタール、その全部について策定をされるわけですね。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

お答えします。

全部について調査をいたします。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

そうすると、結局10,000千円というのは相当な経費になるわけですし、ここの委託先というのはどこに委託をして計画書を策定されるのか。それから、おおむね期間的にどのくらいかかって、計画書ができ上がるのか、そこら辺についておわかりだったらお教えいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

支所農林課長。

農林課長（支所）（松尾保幸君）

委託先については、今のところまだ入札をしていませんので言えませんが、一応計画といたしましては、現地踏査、それから自然環境調査、社会環境調査、いろんな10項目程度調査項目があります。その中で約半年から1年ぐらいかかるんじゃないかと、まだ工期まで設定しておりませんが、期間はかなり要するというようなことで考えております。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

39ページ、農業農村整備費の需用費の中の修繕料なんですが、今回5,000千円の減額ですよ。6月補正の分を加えたときには約10,000千円近くあった分が今回5,000千円の減。多分新年度、19年度の方にはまた新たにたしか修繕費用ということで上がっていたと思うん

ですが、この5,000千円今回減額になった理由というのが、どういう理由でできなかったのか。19年度との絡みがあるのかないのか、このあたりについてお聞かせ願いたいと思うんですが。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

11節の修繕料につきまして、今回5,000千円の減額をお願いしております。このことにつきましては、主たる原因といたしましては、議員御発言のように、19年度と関連するわけですが、昨年の大雨で下童の排水機場が非常にエンジンが不調でありましたこと、また、蓄電池の取りかえも要するというようなことで補正予算を6月の段階だったか、お願いしておりました。それで、一応この全体事業費としまして6,000千円ほど予定しておったわけですが、その後の大雨がなくて、今回までもっておりましたので、このことにつきましては、19年度からの土地改良施設適正化事業にのせまして、市の持ち出し分を少なくしてやりたいということで、おっしゃるとおり、修繕をしなかった分につきましては、19年度の適正化事業でお願いするようにしております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

そしたら、それ以降が結局大雨関係で施設を回さなくてよかったから何とか18年度は修理をしなかったということで理解をしいいんですかね。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

確かにこれは緊急を要するんじゃないかということで修繕費をお願いしておったわけですが、金額も相当張りましたし、その後、エンジンが煙を吐きながらも点検時はどうにか動いておりましたので、適正化事業にぜひ採択して取り組みたいということで、延ばし延ばしてちょっと試運転等をしてまいったところでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

19年度の予算を見たときに、適正化事業にのせられるということで、一般財源の持ち出しが少なくなるということは、結果的にはいいと思うんですよね、結果的にいけばですよ。ただ、点検関係のときに何とか稼働ができたということなんですが、もしこれが今までの中で何回か大雨があつて、仮に不調であつたと、排水ができなかったということになれば、結局予算を5,000千円つけておつた 総額で6,000千円ですか、つけておつたわけですよ。それが今回はあくまでもたまたま使わなくてよかったんだけど、これが使わなかったばかりに、下童の排水機場が不調で、あのあたりが全部浸水したとなれば、今度はちょっと問題が発生したかもわからないわけですよ。だから、たまたまそのあたりの気象状況がよかったから今回適正化事業にいったけれども、だから、そのあたりの適正化事業にのせるという事業がいつごろ思われたのかですよ。その時期がひとつ問題があるんじゃないかなということ。たまたまよかったんだけど、本来やっぱりしておくべきだったんじゃないかなという考えも一部出てくるわけですが、そのあたりちょっと難しいかなと思うんですが、まずは第1点として、その適正化事業にのせようかと思つた時期ですよ。いつごろ思われたのか、その点だけでもお聞かせください。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

確かに補正をお願いした上で修繕料を組ませていただいて、修理が急ぐんではないかということをお願いしておつたわけですが、一応この適正化事業にのせるというのは、大体結果的に適正化事業でいけるんじゃないかという見込みが立つたのが12月だったと思います。一応その適正化事業にのせようかどうかというのは、9月段階か10月段階ぐらいから取り組んできたと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

関連です。今、説明を聞いておると、19年度で適正化事業でやると言われたわけですが、あそこは2基はまっているんですか、1基なんですか、ちょっとお尋ねします。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

下童排水機場につきましては、2基つないでおります。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

そしたら、その2基のうちの1基がエンジンが悪いということじゃないかと思うわけですよ。19年度事業でやられるとしたら、もう間もなく雨季が来るわけですね。ですから、早急にこれは取り組まんといかんとと思いますが、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

あその排水機場は大きい方と小さい方があって、大きい方が今回の問題になっていると思いますので、早急に取り組む必要があると思います。それで、この事業につきましては、補助金交付申請というよりも、土地改良連合会の申請をすれば進めることができますので、早急に予算の議決をいただきましたら、申請等をして、早期に取りかかりたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第5款・農林水産業費までの質疑を終わります。

次に、歳出41ページから45ページまで、第6款・商工費及び第7款・土木費について質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

19番（平野昭義君）

43ページ、河川費の中で委託料31,000千円、法定外公共物調査委託事業と思うんですけど、まず、この事業の内容をちょっと教えていただけないでしょうか。

議長（山口 要君）

本庁建設課長。

建設課長（本庁）（松尾龍則君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

13節・委託料、法定外公共物調査委託事業でございますが、この分につきましては、合併支援事業ということでございまして、平成18年度から平成19年度に明許繰越するものでございます。

内容といたしましては、嬉野町が主ですけれども、法定外公共物の調査委託でございます。この分につきましては、去年までが公有水面占用料というふうなことで、その調査費でございますが、今回、法定外公共物というふうに名前を改めるものでございます。

中身といたしましては、公有水面の現況調査を行います。想定いたしますと、箇所数を2,000カ所程度、それからデータ入力とか、あと未申請の箇所数といいますか、それとか、あと地図の作成、それから法定外水路等の台帳作成などなどございまして、合計31,000千円をお願いするものでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

今の内容については、18年度から19年度の予算と言われましたけど、この事業が完了するのは、恐らく年度内、そろそろと思いますけど、いつごろ完了して、そして、その結果あらわれた調定額というのですか、そういうふうなどがその関係者に配布されるのはいつごろになるのか。

議長（山口 要君）

本庁建設課長。

建設課長（本庁）（松尾龍則君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

この分につきましては、法定外公共物の占用料ということで賦課しなければいけないということで、今年度といいますか、平成19年度の早い時期といいますか、遅くとも12月末、もしくは11月には事業といいますか、調査を終わりました、その後、法定外公共物占用料といたしまして賦課していきたいと考えております。

内容につきましては、これは単年度といいますか、一つのグループではなかなか難しいこととございますので、グループ編成を何グループかに分けまして、早急に調査をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

平野議員。3回目ですよ。

19番（平野昭義君）

はい、わかりました。

このことについて、よその市では本人さん、あるいはその関係者が申請されて、それをもとに調査に入るといふふうに聞いておりましたけど、ここではそういうふうなことをしないで、もうその業者に全部その何か、口きき、あるいは調査を水面下でされるのか、それとも関係者が、例えば、そういう方から言えば、私の家も関係するよという回覧板とかなんとかについてされるとか、そういうことについてどういうふうにしていかれるのか。

それから、これは先のことでしょうけど、大体塩田町では1,300千円ぐらいありますけど、

1 平米当たりの単価が安くなると聞いておりますけど、やっぱり市と町との単価は違いますかね。

議長（山口 要君）

本庁建設課長。

建設課長（本庁）（松尾龍則君）

まず、申請の件でございますが、申請の件につきましては、業者に委託をいたしまして、強制的に調査をするということにいたしております。

それと、占用料のことですが、もとでいいます公有水面につきましては、平米当たり58%（436ページで訂正）程度安くなると、元塩田町の単価と比べまして、それくらい安くなる予定でございます。

以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

今まで公有水面の使用料につきましては、行政区なり生産組合、結局直接管理しているところが徴収しておったわけですけど、こういうふうなことに変わったときに、生産組合あるいは行政区がその金が入ってこなければ、なかなか後の管理その他がやりづらいという問題が出てくるわけでございますが、この点についてはどういうふうにお考えですか。 言いよることのわからんかな。もう一回言おうか。

議長（山口 要君）

もう一度お願いします。

12番（太田重喜君）続

公有水面の利用料につきましては、今まで各行政区なり、もしくは生産組合なりがその水路を維持管理しているというふうなことで徴収していたわけなんですよ、嬉野町でも。大多数のところ。公有水面、いわゆる溝上使用料と言います、通常。この収入が全くなかったときに、そこを管理している行政区なり生産組合に対する考えはどういうふうにしていますか。今まで自分たちが管理して、溝上使用料という名目で賦課金を徴収しておったわけです。これが入ってこないようになる行政区なり生産組合等に対する扱いはどうしますかということ。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

今回、法定外公共物の調査についての関連での御質問でございますが、あくまで市といた

しましては、法定外公共物の占用ということで、あくまで占用許可を受けた方が占用料の対象になってくるということになります。

それと、現在、実質的にはそういった水路等については行政区なり生産組合の方で管理をいただいていると、そういうのが実態であろうと思います。で、御質問の管理費用を現在水辺使用料と申しますか、そういう形で徴収をされているということですが、行政側におきまして、例えば、そういった法定外公共物のかかわる事務といいますか、例えば、境界立ち会いであるとか、用途廃止であるとか、そういったものがございまして、そういったものの財源といいますか、そういったこともございまして、今回、占用料を徴収させていただくということになっております。

そういうことで、この占用料につきましては、あくまで内部の事務処理にかかわるものだとということで御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

この件については、3年ぐらい前から一般質問等々で言うてきとったわけよ。特に温泉区の縦断している構築物について、このまま引き取るのかという問題から含めて、そのときも言うたですよ。ああいうところの水路の通常の維持管理をやっているのは行政区であり、生産組合なんですよ。ここから財源を取り上げて これは取り上げるのはいいにして、今度は今溝上使用料を払っている方々にはそれじゃ二重賦課をなさいよということですか。二重賦課はできんでしょう。だから、これをどういうふうにするのかと。この問題につきましては、以前の嬉野町議会で公有水面の問題ということで何度も質問等もしてきたわけですよ。それを今ここに至って、必要だから行政の内部の資金にしたいと、それじゃ一切切これからああいう公有水面を行政が管理しますか。この問題です。行政が管理もしないかわりに、各行政区なり生産組合が管理して、水路を維持しているわけでしょう、現在。これを行政が金だけ取ってしまって、あと知らんぷりするんですか。この辺、明確にお答え願いたいと思います。これでもう2回目ですから、あと1回しか質問されませんので、きちんとした答弁をお願いします。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時46分 再開

議長（山口 要君）

再開いたします。

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

今回、占用料をお願いすることになりますけれども、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、あくまで占用許可という行政処分に対する関連で、占用料ということで徴収をさせていただくということです。その理由につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

実態としての農道水路の維持管理につきましては、従来どおり地元の方で維持管理をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

ちょっとおかしいとじゃなか。溝の上に施設があるということは、維持管理も非常にしにくいわけなんです。だから、溝上使用料という名目でその管理している行政区なり生産組合等々が料金徴収をしょったわけ。今後はそういうところには二重に賦課金を、行政は行政、我々は我々だという形で負担金をかけていいんですか。それじゃ溝上使用をされている方は非常に困ると思うんですよね。整合性もなくなると思うんですよね。だから、溝上使用料につきましては、3年ぐらい前だと、帰ってから後で議事録を調べてみてよございますけど。3年ぐらい前からこの件については三位一体でこんなものもらったけんで、こうなるよという話の中からはしておったはずですよ。全然覚えございませんか。だから、これを現在管理してあるところに金を幾らか回すのか、それとも行政が取ってしまうのかというのをお聞きしとったら全部取ってしまうと。それじゃ、溝の下に砂利がたまりましたから、水草が発生しましたから、回りに草が茂っておりますから、行政がやりますか。やらんでしょう。やるのは今までどおり行政区なり生産組合が管理するわけでしょう。その費用についても一切はおかぶりですか。このことをお聞きしているんですよ。これ3回目ですから、もう少し中身に踏み込んだ答えをくださいよ。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午前11時49分 休憩

午前11時52分 再開

議長（山口 要君）

再開いたします。

本庁建設課長。

建設課長（本庁）（松尾龍則君）

ただいまの件につきましては、旧塩田町の例に合わせまして、合併協議会においても占用料をおいただきするというふうな結論に達しております。

それと、旧塩田町におきましては、部落の方にそういうふうな何と申しますか、管理料ですかね、溝上の占用料ですか、そういったやつを賦課されているやつは、今さっき申されました、多分東部土地改良区の土地と申しますか、占用物件ですね、水路でも土地改良区の占有物件になっている分については、土地改良区でおいただきしていると思っておりますけれども、原則的には部落の方にそういった水路関係の管理料というやつはないんじゃないかと思っております。

以上です。（「ちょっとおかしかよ」「関連」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

太田議員がもう3回終わりましたもんですから。

ちょっと私もわからないところが多いわけなんですけど、まず、今回の徴収について、塩田と嬉野では全然違ってくると思うんですね。まず、第1点として、もう一回お調べいただきたいのが、今太田議員が言われている下岩屋2区、3区、あるいは温泉区、この水路の上の、結局そういうふうな徴収体系の現状、これについてどこまで把握されていらっしゃるのかがまず第1点伺いたい。

第2点目が、先ほども言われたように、温泉区内にはかなりのお湯管が縦断で入っているわけですよ。法定外占用の法律上でいけば、これは違法なんですよ。横断しかできないというふうに法律上なっておりますので、縦断そのものは違法なんですよ。それをあえて嬉野市としては認めざるを得ないわけですね、現状としては縦断が入っているわけですから。それを外すことによって、もう極端に言ったら家庭内の温泉、あるいは旅館に行っている温泉関係はストップしてしまうわけですからね。それは多分ちょっともう特例として認めざるを得ないような状況だと思んですが、そういうものに対しても完全に調査をかけられて、賦課をかけていくことを考えていらっしゃるのかどうか。

まず、その2点についてお聞きしたいと思いますが。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

1点目の水辺使用料でしょうか、地元での管理料、その実態はどうかということですが、現在そこまでは把握はいたしておりません。

それと、2点目のいわゆる温泉管の問題でございますが、おっしゃるとおり、現行の法定外公共物に関する条例、あるいは上位法の河川法あたりの制限によると思いますけれども、先ほどから申し上げておりますように、占用料はあくまで占用許可をした者が対象になります。それで、その温泉管につきましては、いわゆる既存不適格建築物といいますか、そういった類に該当してこようかと思えます。直ちに撤去とかというようなことの処分はできないかと思えますけれども、それを更新される折にはそういった御相談もする必要があろうかと思えます。

許可物件の占用料との関係でございますけれども、これはやはり公正を期すという意味では、いわゆる占用料相当額として御相談を申し上げるという形になろうかと思えます。したがって、それが既存不適格の構築物とか、そういった形であっても、占用料相当額ということをお願いをすることになります。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

お湯管の問題については、大体わかりました。こういうふうなちょっと例外的な取り扱いでいかなければ難しいんじゃないかなということでは理解するわけですよ。そのあたりについては、しっかり御協議をいただきたいんですが、もう1点の地元とどうなっているのかがここではっきりしなければ、私は多分納得されないんじゃないかなと思うんですよ。

ですから、できればもうお昼にもなったものですから、ここで一回休憩をこの場はとっていただいて、地元の区長さん、あるいは生産組合長さんにちょっと確認をとっていただくことはできないのかと思うんですが。ちょっとこれ私のお願いなんですけれども、そこで本当に地元の方がそのあたりの管理料としていただいているとすれば、先ほど太田議員が言われたように、二重賦課となるわけですよ。そういうふうな解消をどうするかという問題は今後発生するわけですから、それが実際問題として地元にあるのかないのか確認ができなければ、ちょっとこの問題はっきりしないんじゃないかなという気がしたものですから、いかがですかね、議長。

議長（山口 要君）

それでは、議案質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩をします。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて議案質疑を続けます。

なお、議案質疑の答弁に入ります前に、午前中の平野議員の答弁に対しての訂正の申し出

がっておりますので、許可をします。本庁建設課長。

建設課長（本庁）（松尾龍則君）

議長のお許しをいただきましたので、ただいまの件について訂正を行いたいと思います。

平野議員が申されました法定外公共物の占用料金が旧塩田町と比べましてどれくらい下がるかという御質問でございましたが、58%というふうにお答えしておりましたが、正確には53.5%でございます。平米当たり430円が230円に変更になります。以上、53.5%ということで訂正をお願いいたします。

以上です。

議長（山口 要君）

それでは、神近議員の質問に対しての答弁を求めます。まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

午前中の最後の御質問にございましたいわゆる水辺使用料の状況でございますが、昼休み時間中にはちょっと調査ができなかったものですから、この溝上使用料関係の実態調査を今後させていただきまして、その後、12番議員の御質問にありました分につきましては、他市の状況等も調べてみまして、研究をしてみたいと思います。場合によっては地元ですね、対応がこのことについてはまちまちのようでございますので、部落との協議等も必要になってこようかと思っておりますので、今後検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

いいです。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。秋月議員。

4番（秋月留美子君）

43ページの先ほどの質問の関連なんですけれども、ちょっと聞いてほしいというふうに温泉区の方たちからも言われていたことがありましたので、お尋ねいたします。

温泉の管が通っているということは、温泉区の方はそういうこともあって固定資産税が高くなっているはずと思うから、そしたら、その辺で二重取りじゃないかというふうなことで、ちょっと尋ねてほしいということで聞いている方がいらっしゃいました。その辺なんですけれども、質問します。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えを申し上げます。

今回、調査をする法定外公共物に関して、固定資産税との絡みで御発言ですけれども、これはあくまで法定外公共物の占用という行為に対してお願いする占用料でございますので、直接固定資産税との関係はないかというふうに思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

秋月議員。

4番（秋月留美子君）

もちろんそれはわかっているんですけども、温泉区はやっぱり温泉が通っているから、そういう条件というか、そういうこともあるから固定資産税が高くなっているというふうな、皆さんそういう感じにとってあるんですよ。温泉区の方はそういうものもあるから固定資産税が高いんだらうということで、それプラス、今おっしゃることもわかるんですけども、そういうつなぎ方は一般では余りしないんじゃないかなと思うんです。

だから、そういうのもあって、そして、その上、やっぱりこういう占有というか、取られるということになるんでしょうかということですよ。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

お尋ねの件は、要するに温泉の管が通っているから固定資産税が高いんじゃないかということのお尋ね……（「温泉の管というか、温泉が、その一帯があるからということですよ。要するに管も通っているからということになるでしょうけれども、その意味合いは違うかもわからないですけど」と呼ぶ者あり）そういうことじゃなくて、固定資産税のことだと思いますので、それは固定資産税の課税につきましてはそれぞれの事情があるわけでございますので、そこらのことは公平に算定をいたしまして課税させていただいているということだと思います。よろしいでしょうか。（「そんなふうに答えます」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

18番（西村信夫君）

41ページの観光費の質問をいたしますけれども、観光地づくり支援事業で2,520千円の減というようなことですけど、当初計画では当初予算は6,300千円ということで、看板づくりとかいうふうなことで計画をされておられたと思いますけれども、この2,520千円の減は当

初の計画30カ所よりも少なかったのかどうか、その点を含めてお尋ねします。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答えいたします。

当初計画では、議員御発言のとおり、30本計画をいたしておりました。現実に、現地を再検討いたしまして、21本の設置となっております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

当初は30本ということで、調査をしたら21本でよかったというようなことですが、主にどういうところに設置をされておられるのか、その点を含めてお尋ねします。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答えします。

市内各所の観光施設、キャンプ場を含んでですね。大茶樹とか、どちらかという山間地区ですね。そういうものの施設の誘導がないという御指摘を以前いただいておりましたものですから、そこまでに直接現地の近くまで誘導できるように、いわゆる市街地の方からずっと山間部に向かって本数を減らしていきながら、現地まで誘導すると。あと何キロです。次の交差点に行ったら、あと何キロですというふうなことで、各施設施設を細かく標示するものでございまして、工期が今月いっぱいございまして、ポールは要所要所の交差点に立てておりますので、ここ二、三日じゅうに標示板の設置が終了すると考えております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

設置場所については、観光のお客様が行き来するところと考えておりますけれども、主に市の市有地なのか、あるいは一般の私有地なのか、そのあたりはどういうふうになっておるのか、その点を含めてお尋ねします。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

答えします。

基本的には県道と嬉野市道が主でございます。ただ、塩田地区につきましては、あと三ヶ

た国道になっておりまして、私有の土地は今のところございません。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。（「関連」と呼ぶ者あり）山田議員。

20番（山田伊佐男君）

関連ですけれども、いわゆる30本計画をしていたけれども、9本減になったわけですが、9本立てられなかった原因、それについてお答えをいただけませんか。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

9本のうち2本につきましては、国道34号線に予定をいたしておりました。嬉野警察署の横の築城交差点、それと轟小学校に行く入り口の湯野田交差点、この2カ所につきましては国道との協議がなかなかうまくいきませんで、現在のところでは工期内の許可は難しいということで断念をいたしました。

あとの7本でございますが、これにつきましては、実は交差点によっては、右から来たり左から来たり、正面から来たりという交差点がございます。そういうところにつきましては、当初2本ずつ立ててはどうかということで計画をいたしておりました。ところが、もう一回検討した場合に、ちょっと2本ずつ立てるのは体裁も悪いし、経費もかかり過ぎるということで、あとの7本につきましては各1本ずつで省略をさせていただいたところでございます。

議長（山口 要君）

よろしいですか。（「もうよかです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで第7款・土木費までの質疑を終わります。

次に、歳出46ページから54ページまで、第8款・消防費から第10款・災害復旧費までの質疑を行います。質疑ありませんか。田中議員。

7番（田中政司君）

46ページの需用費、消耗品費、消防団活動服購入事業の19,000千円なんですが、これについて財源がマイナスと国庫支出金のプラスがあるわけですが、これについての内訳の理由と、あと消防団活動服、850名の活動服というふうな説明を受けておりますけど、そこら辺についての詳細をお聞きしたいというふうに思います。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

国庫支出金につきましては、19,000千円のうち17,000千円が国庫補助金でございます。それで、あとの内訳は 充当としては19,000千円のうち17,000千円が国庫補助金。残りの充当につきましては、消防被服費の3,990千円が県の交付金に該当しております。

それと、この内訳ですけれども、850人ということで、活動服とはっぴ式の服ですね、それを計画しております。活動服としては867着でございます。消防団が850着と職員17着ということでございます。はっぴ式の分については、この金額で割り返しますと7,200円の591着というふうになっております。活動服については、17千円の867着というふうに出してあります。これには帽子は入っておりません。それで、長靴、ヘルメットもこの中に一部入れてあります。帽子はありません。

この理由でございますけれども、18年度の補助金で新入団の分は現在入札も終わりました、200着程度用意をすることになっておりますけれども、残りの分についてこれをお願いするというところでございます。

ただ、この理由ですけれども、19年度の国の消防服の基準が変りまして、今までは濃紺でございましたけれども、今消防署等が試着されておりますグレーですかね、少し青いやつですね。あれにオレンジの線が入ったものが基準服となっております、それに合わせるものでございます。

ただ、旧服でもいいんじゃないかということですが、旧服の基準服については今後製造中止になるということで、全国これに統一して合わせるという方向で、これを合併補助金としてお願いするものでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

予算のところがちょっとわからなかったんですが、私何を言いたいかといいますと、グレーの団服ですよ、活動服、これに関して、いわゆる杵藤広域圏の消防署あたりと、これは濃紺だったのをグレーのオレンジのライン入りの、国の基準服がそういうふうになったというような説明なんです、私お聞きしたところによりますと、消防署と同じ色の服装を消防団が着ていると、やはり緊急の場合、一般の市民の方が署員なのか団員なのかの区別がつかないとおっしゃるわけですね。確かに消火活動をするというときには消防署員であろうが消防団員であろうが同じ作業をするわけですが、やはりそこは消防活動のエキスパートと、市民の消防団との動きの違いというものがあろうかと思うんですね。ああいう火事の現場において、いざ消火活動をしようとするときに、やはりその何といいますか、消火活動の手順等をするときに、だれが消防団でだれが消防署の職員なのかの区別がつかないと非常に困る

という消防署のお話をお聞きしたんですが、その点、この団服の色を決めるに当たって、杵藤広域圏あたりとの話し合いというのが行われた経緯はありますか。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

その辺の経緯については、ちょっと私、確認はしておりませんが、ただ、制服につきましても、近在について準備できないところは仕方ないにしても、ほとんど白石、武雄等についてもすべて、一部デザインは若干違うところがありますけど、例えば「武雄市消防団」と入れたりするようなどころもあるかと思えますけど、その旨についてはすべてこれで今後統一されると思えますので、今のところの懸念は確かに議員御指摘の点があるかと思えますけど、そういう形で動かざるを得ないんじゃないかなろうかということで、住民の方にも御理解をいただくしかないということで答弁をさせていただきたいと思えます。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

そういうふうな答弁しかないと思うんですけどね。しかし、これは現実的にそういうことが、今武雄はこの色にたしか変わっているんですね。武雄でそういう火災等が発生した場合に、やはり消防署の方へ苦情等を言ったりするとか、そこら辺にあるわけですね。消防署の人が動こうと思っても、団員と消防署の職員の区別がつかないという話をお聞きしたんですよ。だから、これはぜひ何らかの形で、ああいう気が動転しているときですので、余計、そこら辺の団員と職員の区別がある意味ははっきりわかるような体制をぜひ、これは杵藤広域圏の方に出ておられる市長等も話し合いの場があると思えますので、ぜひそういう意見を出していただきたいと思えますけど、市長いかがですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

既にそういう懸案が起きているということであるならば、もう少し調査をしまして、広域圏の会議もごさいますので、そこら辺については、まず消防署の方がどのように感じているのか、確認をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

一つ違うのが、今回、昨年17年度から着用しております帽子については、基準では青色だったわけですが、せっかく統一したということで、帽子については団員は変えておりませんので、濃紺の帽子でそのままいきたいということで考えております。

以上です。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

今、補正の方やっけん、本予算の方ば言うたらおかしかことばってん、これで850人分の200人分は、19年度の予算の方に200人分もなるごたる需用費は見込まれておらんごたるしという問題があると、これはどこについている。19年度分でというふうな説明やったと思いますが、そこらあたり見つけ切らんやったけんですよ、その問題と、今言っておられるのは、火災のときには本来、いわゆる乙種団服を着るべきであって、活動服は着るべきじゃないという説明が出てくるものと思って聞きよったばってん、出てこんやったけん、どういうふうな指導をやっているんですかね。もし、あの活動服では火災のときにはすぐ火がつきますし、だから乙種団服の方、いわゆる通称はっぴ、はっぴと言うやつを着るべきだと、そういうふうな認識を私は持っているんですけど、大体どういうふうな指導をやっておられるんですか。火事的时候も、いわゆる活動服を着て出てこいになっているんですか、お尋ねします。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

まず、前段のことについてお答えします。

19年度という申し方をしたならば訂正させていただきたいと思います。（「いや」と呼ぶ者あり）一応18年度の、これは19年の分を前倒しでもらって19年に繰り越すわけでございますけれども、当初、新入団の分については18年度予算に計上されておりますので、その分については契約をいたしまして、今準備中でございます。当然、4月の当初のときに新入団にはまず間に合わないんです。ほかの全員には間に合いませんけれども、一応新しい服を着ていただくような形で動いております。その分は18年度分です。これは18年……（「しかし、委員会では19年度にという説明やったですよ。だから、ちょっと今質問したんです。それで控えとったものだから、どう調べても19年度には200人分にもなるような需用費がないなあというようなことで今お聞きしよっとです」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。（「説明を間違わんごとしとってくれんぎ。そがんやったでしょう、委員会では。委員会のときは所管やったばってん……」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

ちょっと暫時休憩します。

午後 1 時 24 分 休憩

午後 1 時 24 分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

答弁をもう一度お願いします。

総務部長（中島庸二君）

そのように申しあげましたら、申しわけありません。そういう説明をいたしたならば、こちらの不手際でございます。

ただ、それと今の活動服については、一般に当然火災現場で処置をされる場合はちゃんとした服装をしていただいて当たられるわけですけど、全体が寄ってきたときは活動服で、普通消防団の分というのは見える分がありますので、ちょっとそういうふうに申しあげました。確かに議員おっしゃるような形でございます。日常の消火活動についてはきちっとした正規の服装で臨むのが当然だと思いますけれども、ただ、一昨日の火事についても活動服で来られた方が非常に多かったので、一般の人の感じではそのようなとらえ方をされるんじゃないかなということ、先ほどの田中議員にも申しあげたところでございます。

議長（山口 要君）

太田議員。

12番（太田重喜君）

それじゃ、今後も別に火災出動の場合は乙種団服を着てくださいよというふうな指導はしないのですかということとあわせて、委員会で説明をせっかくしとって、余り間違えた説明をせんごとしてくいろさ。こっちは控えとって、はまって見つけて、見つけ出しええじ聞きよってこれ。2点。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

正規の火災現場については、危険のないように正式の火災に対応する服装で臨むように指導していきたいと思えます。

また、委員会の説明については、そのように説明を申しあげたならばまことに申しわけありません。今後注意いたします。

議長（山口 要君）

副島議員。

16番（副島敏之君）

関連でございますが、先ほど総務部長から説明がございましたけれども、一部、長靴とへ

ヘルメットという御説明がございましたんですが、これは各部に対して長靴は何足、あるいはヘルメットは何個と、こういうことでしょうか。その辺を少し詳細にお答え願いたいと思います。

議長（山口 要君）

本庁総務課長。

総務課長（本庁）（片山義郎君）

850名の分につきましては、今、サイズ等を調査しております。この分と防災関係の職員の分も今調査しております。我々は今もう支給を受けて持っていますので、ただ今回、部長等まで入れて考えておりますので、その辺でどれくらい必要なのか、まだ確定しておりません。長靴がどれくらい必要か、絶対必要な分というのがまだ確定しておりません。調査はもうしばらくかかるとは思いますが、確定次第、また入札にかけたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

副島議員。

16番（副島敏之君）

今、課長おっしゃったのは長靴の分でしょう。（「そうです」と呼ぶ者あり）ヘルメットのことについては、従来は各部に七つから、部員定数によって違いますけれども、やはり先頭になって消火活動をするについてはヘルメット着用というのは義務づけられておったわけですよ。ですから、今後、嬉野市の消防団になったときには、今、服装関係云々言われておりますけれども、なるべくなら私はヘルメットもある程度数をそろえとった方が安全・安心ということになるかと思っておりますので、それまでおそろえになろうとされておるのか。各部に、例えば3個なら3個、全部割り当てるといえるのか、その辺のお考えを述べていただきたい。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

この予算につきましては、当初要望した予算より合併補助金としてお願いをした経緯の中で少し過不足が生じております。といいますのは、180,000千円の予算で優先順位というんですかね、そういう形で来て、ここの消防団活動服購入事業ということで、ここでちょうど足切りのところに来ているんですよ。それでちょっと予算的に非常に苦しいものがありまして、最終的にどのような調整ができるかということで、すべての方に長靴、ヘルメットをやるということではないかと思っておりますので、できるだけ今議員御指摘のように、そろえられるものはそろえたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

副島議員。

16番（副島敏之君）

火災のときに一番危ないのは、夜間の火災の場合、どうしても目は火災の方についてしまっ
て、事故等が結構あるんですね。そしたら、やはり上から落ちてきた場合とか、そういう
のもあるわけです。ですから、なるべくならば太田議員もおっしゃったように、そういう火
災が起きた場合には、やはり昔でいうはっぴ、これの着用とヘルメットというのが絶対必要
なんです。ですから、その辺を予算的に総務部長、今のところ少し云々ということがあり
ましたけれども、今後やはり早急に私はそのはっぴとヘルメット、これはしていただくよう
に、私も30何年かおりましたけれども、必ず精鋭部隊は団服とヘルメットを各自自動車の中
に置いとけということを私は指導してまいりました。ですから、やはり火事のあった時間帯
におる人というのはそう多くないんですね。ですから、私はおる人だけでもやっぱりはっぴ
とヘルメットはなるべく一人でも多く団員に配付できるように今後努力をしていただきた
いと思いますが、もう一回。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

今御指摘のとおり、特に団員の活動については安心・安全に消火ができるような形のも
のを最優先として整備をさせていただきます。

議長（山口 要君）

副島議員。

6番（副島孝裕君）

ただいまの関連になりますが、まずヘルメットについて、これは我々消防団の現場でも火
災時は必ずヘルメット着用で臨むようにと、訓練等についてはアポロキャップでというよう
な指導をしております。それで、今、副島敏之議員からありましたように、7個ないし10個
のヘルメットは大体装備ができております。これが1,050名の団員みんなにヘルメットを
というのはなかなか予算的にも難しいと思いますが、とりあえず今回ヘルメットを導入して
いただく分は大体平均して一部何個ぐらいでしょうか。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、まず順序としてはおかしいですけれども、活動服と、それ

から長靴、ヘルメットという形で整備をさせていただきたいと思いますが、予算の範囲内でできればそのようにしたいと思っております。

ただ、はっぴ式の乙種服につきましては、今お持ちのものもかなりありますので、すべての1,050人分を用意する必要があるかどうかというのはちょっと検討をしております。実際この予算ではすべて用意できないと思っておりますけれども、そういう実際の火災現場で活動に必要なものをできるだけ、活動服以外にはその辺に重点を置いて整備をお願いしようかと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

副島孝裕議員。

6番（副島孝裕君）

先ほどお話がありましたように、はっぴについては、特に旧嬉野町の消防団の団員のはっぴは「嬉野」と背中にも入っていますし、我慢すれば襟のところもちゃんと「嬉野町消防団」ということがあります。ただ、旧塩田地区の消防団員さん方については、やはり早い機会に嬉野のマークの入ったはっぴを早急に装備すべきだと思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

確かにおっしゃるように、現在も消火現場では両方の乙種のはっぴ式を着ておられます。できるだけ速やかに統一をしたいわけですが、予算等もありまして、今回準備できる分だけはそろえたいと思います。

ただ、今議員おっしゃいましたように、嬉野の分は比較的新しいので、それと足して、少なくとも団員の分ができればいいというふうに考えておりますので、できるだけこの予算の中で努力をしたいと思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

副島孝裕議員。

6番（副島孝裕君）

先ほど答弁の中で一番気になったのが、長靴の購入について部長が発言されましたが、普通、消防の各部の長靴ないし半長靴の支給については、それぞれ部の予算内でしているところがほとんどと思いますが、半長靴ないし長靴の購入はどういう人たちへの対象なのか、これは重要なことだと思いますので、その辺をはっきり答弁しておいていただきたいと思いま

す。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

長靴については、確かに持っておられないということはないと思いますけれども、かなり前からの古いのも結構あるんじゃないかと思います。それと、当然新入団員の方にもその分は多分、今までの分をそのまま与えたりしていますので、確実に全部そろっているかどうかというのはちょっとわかりません。

それと、団員の中でも穴があいたり、河川に入ってほげたりした分もあるかと思しますので、その分は調査をして、どれくらい数が必要かというのをを出していただいて、特に大きさも関係ありますので、調査をして必要な分を用意して支給をさせていただきたいと思っております。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。副島敏之議員。

16番（副島敏之君）

先ほど申し上げたときに言えばよかったですけれども、もう1点だけ。

今、長靴が出ましたけれども、部長、私が申し上げているのはゴム長靴ではございません。あくまでも半長靴ですね。革でできたやつ。あれでないと、例えば山火事、私も経験ありますけれども、山に登った場合には竹とかいろんなのがありますから、長靴では非常に危険なんですね。ですから、長靴というのは、私は今後、市側として与えるということであれば、半長靴をぜひ考えていただきたい。ゴム長靴では逆に非常に危険でございますので、ひとつよろしくをお願いします。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

私もこの場合はどちらが本当に必要なかという感じをちょっと持っておりましたけど、一応両方検討して、この分について用意をさせていただきたいと思っております。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。田口議員。

17番（田口好秋君）

関連ですが、今、装備のことについてお話がっております。私も気になったんですが、耐火服といいますか、アルミ箔をはったような、あの服は間に合っているんですか。そのところは調べられたか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

本庁総務課長。

総務課長（本庁）（片山義郎君）

耐火服につきましては、毎年消防の各部に照会をしております。ホースの在庫とか不備な点があったら申し出て下さいということで調査しております。今のところ不足という連絡はあっておりませんので、十分配置できているんじゃないかと思います。

ただ、耐用年数もありますので、またことしも調査をしていって、不足の分については対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。副島孝裕議員。

6番（副島孝裕君）

46ページ、消防施設費の15．工事請負費の件ですけれども、一応防火水槽整備事業ということで11,500千円という補正が上がっております。これについて場所と、それから有蓋、無蓋の種類をお願いします。

議長（山口 要君）

本庁総務課長。

総務課長（本庁）（片山義郎君）

防火水槽の件ですが、場所としましては西川内地区に2基、これは無蓋を予定しております。具体的な場所についてはまだ決定しておりません。今後、囑託員さんと協議していきたいと考えております。

それから、下岩屋2区に有蓋防火水槽を1基、予定を考えております。一応防火水槽ですので、40トンという基準がありますが、西川内地区につきましては場所等もありますので、それ以下になるかもわかりませんが、一応水利が全然ありませんでしたので、何とかして水利を確保したいということで考えております。

以上です。

議長（山口 要君）

副島孝裕議員。

6番（副島孝裕君）

確かに西川内地区、それも上西川内地区となれば、自然水利というのがほとんど望まれません。何カ所かため池等がありますが、そういった意味で非常に我々も消防団員として消防水利については今まで苦慮をしてきましたが、今のお話では2カ所ということで、これは地元地区民にとっても非常に有益なことだと思っております。有蓋の防火水槽については、私も一般質問でお聞きしました。それと、17年度ぐらいから防火水槽の有蓋の予算化について、なかなか途中でぶつ切り切れたような形になっておりますが、その辺の理由をまたお聞きし

たいと思います。まだ私の一般質問のときに返答していただいておりますので。

議長（山口 要君）

支所総務課長。

総務課長（支所）（坂本健二君）

お答えいたします。

防火水槽につきまして、嬉野地区につきましては陳情、それから地区の部落の申し入れということで、大体8カ所が今お願いをされていたわけですが、そのうちの今寺地区が1カ所だけ実現になっていたと思います。17年度、ぷっくり切れたと。今まで毎年1カ所ないし2カ所の有蓋の防火水槽を設置してまいりましたが、17年度ははっきり申し上げまして、予算の都合上、どうしても対応できなかったということで途切れております。

ことしまた3基ということで予算をお願いしておりますけれども、下岩屋地区の有蓋の防火水槽につきましては、堂の下というところで有蓋ということで計画を立てております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島孝裕議員。

6番（副島孝裕君）

有蓋防火水槽については、非常に即戦力があり、それに附帯した大型の水道管の布設工事等があるとすれば、いざ火災時には非常に有意義な水利になります。現に温泉区周辺には非常に有蓋防火水槽が設備されておまして、当然、これから塩田津の伝建地区の防火施設等についても検討がされると思いますが、今後の防火水槽の設置についてはどのようなお考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

確かに、有蓋防火水槽を主体に考えた旧嬉野町と消火栓を主体に考えられた塩田町という形の二つの消防に対する取り組み方が非常に違っておりました。ただ、近年防火水槽ができなかったのは、やっぱり非常に予算的に厳しくございまして、約6,000千円近く、附帯設備まで入れると7,000千円近く、水道施設まで入れますと7,000千円以上かかるケースもございまして。そういうことでなかなか取り組めなかったということでございます。

しかし、そう言いながらも、市民の安心・安全を守るためにはできるだけ要望に今後こたえるべきものはこたえていかなくてはいけないと思いますけれども、その辺、予算を見ながら、財源確保できればそういう形で対応させていただきたいと思います。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

教育費は次ですかね。50ページですけど、50ページは次の……。

議長（山口 要君）

51ページ、消防費まで。はい、いいですよ。

10番（芦塚典子君）

いいですか。そしたら済みません、お願いします。

50ページの社会教育総務費の藤津子どもクラブ連絡協議会の減になっているんですけど、これと次の補助金の婦人連絡協議会の減と青少年共同宿泊体験事業の減、これを説明していただきたいんですけど。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

お答えいたします。

まず、藤津子どもクラブ連絡協議会の件につきましては、藤津郡組織での協議会組織が合併によりまして解散をしております。そのための減でございます。

それから、婦人連絡協議会の235千円の減額につきましては、実績に基づきまして交付をいたしております、その分が減となっております。

それから、青少年共同宿泊体験事業につきましては、吉田地区青年団を中心に計画をされておまして、2回ほど募集をかけられましたが、応募者が少なかったということで、本年はできないという形での申し出があつておまして、減額させていただいております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

藤津子どもクラブ連絡協議会がなくなったので、次は例えば嬉野市とかいうのに継承されているのでしょうか。

それから、婦人連絡協議会が3区あるんですけど、今まで人数に対する補助金がまちまちでしたので、そこら辺はどういうふうに把握されているのか。それと各区の申請されている会員さんを教えていただきたいんです。

それと、青少年共同宿泊体験事業がなかったということなんですけど、どこで実施されようとしていたのか。また、次年度は実施される予定なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

お答えいたします。

まず、藤津子どもクラブ連絡協議会を開催いたしまして、嬉野市の方で旧両町を併せました組織で子ども会連絡協議会として立ち上げをしております。

それから、婦人連絡協議会の会員、会費等についてのお尋ねですが、吉田地区婦人会につきましては、会員100人、会費1,200円、交付実績450千円、嬉野地区につきましては、会員数220人、会費1,200円、交付実績1,250千円、塩田地区婦人会につきましては、会員数1,360名、会費700円、交付実績1,000千円というふうになっております。

それから、青少年共同宿泊体験事業につきましては、吉田地区の公民館の方で実施されていたかと思いますが、来年度も実施をしていきたい、募集をかけていきたいという申し出があっておりまして、19年度につきましても予算措置をお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

ありがとうございます。婦人会の件なんですけど、かなり会員数と交付補助金が違うんですけど、一概に統一していただきたいということは言いません。ただ、総会の折とかに必ず活動の事業内容が報告されるんですけど、やはり事業内容に対して補助金を交付するというような形をなるべくとっていただきたいと思いますが、どのような交付金の算定をなさっているのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

会員、会費等につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。ただ、急激に基準を統一して、それに一律的に合わせるというのは、議員が先ほど御指摘のとおりだろうと私たちも思いますし、激変緩和措置といいますか、そうじゃなくて、ある程度実績等に見合ったなりの補助金としては出すべきだろうというふうに私も考えております。

そういったことで、行革等検討委員会もございまして、また一つの側面としては藤津婦人連絡協議会、婦人会組織の活性化を図るためにも、それなりの手だても必要だろうと考えておりますので、そこら辺は状況等を見ながら適切な補助金が出せるようなことで検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

18番（西村信夫君）

教育費の47ページでお尋ねしたいと思いますが、貸付金の奨学資金ということですが、昨年の当初予算は17,800千円計上されておりました、ことしは今回、補正で1,250千円の減額ということですが、高校生は月々32千円程度ですが、大学生は58千円、専門学校も58千円というようなことで奨学金制度がなされておりますけれども、この減額についてはどうなのか、その点を具体的にお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

学校教育課長。

学校教育課長（江口常雄君）

お答えいたします。

18年度当初予算で計画しておりました貸し付け数は予定どおり貸し付けをいたしております。

今、議員が金額を言われましたけれども、それはあくまでも最高額でございます、大学でも一番安い額は45千円から58千円まであります。その範囲で貸し付けておりますので、新規貸付者の場合はその最高額で予算を要求しておりますので、その分の差が出ているということになります。ほかの分についても、高校生、専門学校生も同じように大部分がその分ということになってございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

この奨学資金制度は今非常に厳しい情勢の中で、大体何人ぐらい申し出があって、何人ぐらい奨学資金の対象になったのか。あわせて奨学資金の対象になる選考基準は、この方に学力がすぐれている人とか、あるいは心身が健全なる人というようなことで選考基準がありますけれども、そういうことを具体的に示していただければと思いますが。

議長（山口 要君）

学校教育課長。

学校教育課長（江口常雄君）

18年度の貸し付けにつきましては、一番申し込みが多かったのが大学生でございます、20名程度だったと思います。そのうち3カ年の平均の成績と、あとそれぞれの家庭の収入と支出といたしますか、それは生活保護の算定をする基準に従って、収入額と需要額との比を出しまして、その両点から見て教育委員会の中で協議をして決定をしております。

それで、昨年も当初予算から今度こういうふうには減額をしておりますけれども、なるべく

多くを貸し付けたいということで、当初よりも枠の中で2名ほど多く貸し付けをいたしております。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

応募があった人には貸し付けるというのが基本だと思いますけれども、貸し付けるに当たってはいいわけですが、この徴収に当たってどのようにされておるのかですね。去年は5名ほどの滞納者があるというようなことで報告いただいておりますけれども、その保証人等々についてはどういうふうになされておるのか、その点まで含めてお尋ねします。

議長（山口 要君）

学校教育課長。

学校教育課長（江口常雄君）

返還金の徴収ということですが、これにつきましては、現年予定されておる分については毎月納付書と申しますか、送って返還をいただいております。

返還状況と申しますのは、昨年度と余り今のところは変わらず、完全にできているという状況ではございません。ですから、これについては出納閉鎖までのうちになるべく実際に出向いていってお願いをする家も出てくるだろうと思っております。実際に私も出かけてみたいと思っております。

それと、もう一点は何やったかな。（「保証人」と呼ぶ者あり）保証人については、契約というか、申し込みされる時点が高校についても大学についても未成年者ですので、借りるときについては保護者、親権者が契約者というか申請者になります。その後、高校生については卒業されてもまだ未成年ですので、親権者の方に請求をするということになります。ただ、大学生については、返還するときの計画のときに誓約書を書いていただきますけれども、それは学生自身が誓約書を書く場合もございますので、そこに請求したりしております。それは申出者の誓約書を書く方によって違いますけれども、あと今、私たちの中で一番困っているのはその保証人なんですけれども、なかなか保証人になっても未納分について御理解をいただけないということが多々あっておりますので、そこら辺をもう少し厳しく見直さないといけないのかなあというふうに思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

済みません。50ページをもう一度お願いいたします。

図書館費が8,440千円の減になっておりますけど、図書館システム統合ということでシステム統合がなされていると思いますけど、どういう状況なのか。

それと、県あるいは県内の市町村、どれくらい市町村の検索ができるのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

お答えいたします。

まず、事業費について御説明を申し上げます。

当初予算で、システムの委託料につきまして23,377千円をお願いしておりました。その分が入札によりまして14,937千円ということで8,440千円の減額、それからシステムの保守として575千円をお願いしていたところでございます。その分が3月分と、19年度分はいただかないというふうなことで、プロポーザルでの提案があっただございまして、その分を丸々減額というふうなことで9,015千円の減額をお願いしているところでございます。

それから、県下のシステムの状況ということでございますが、嬉野、塩田の図書館システムを統合することで、佐賀県内であります横断検索システムという県下の図書館16図書館程度あるわけなんですけど、それとの相互のネットワークによりまして、図書の蔵書件数とかが嬉野、塩田両館の方で可能になるということと、申し出をすることで、それぞれの図書館を経由いたしまして、相互貸借という制度もございまして、貸し借りもできるような制度になってまいります。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

県内の市町の16図書館の検索ができるということなんですけど、近隣市町を教えていただきたいというのと、これは検索ができるというので、市報等に掲載していただけるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

近隣につきましては、武雄、嬉野はできるようになっております。それから、市報につきましても、3月1日稼動しましたということで、稼動の連絡と、また逐次、横断検索等についても情報等のPRには努めていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

いながらにして、武雄とか県とか検索できるのが非常にいいです。ありがとうございます。それと、逐次市報等に図書館関係の広報も載せていただきたいと思います。よろしく願います。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

そのように努めてまいります。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第10款・災害復旧費までの質疑を終わります。

次に、歳出55ページから57ページまでの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

議案書58ページから69ページまで、平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第4号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

議案書70ページから81ページ、平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

議案書82ページから93ページ、平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。平野議員。

19番（平野昭義君）

83ページ、歳入の5款の市債ですね。このことについて、この間、私がちょっと聞いたところ、市債については合併特例債を切りかえたというふうに言われましたけど、後でその意味がよくわかりませんでした。ですから、その切りかえたという意味とか、それから合併特例債が現在までどのくらい支出されているのか。そしてまた、現在の残高、今後の合併特例債の活用法などお知らせください。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後2時2分 休憩

午後2時2分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

支所建設課長。

建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

90ページに市債の内訳として書いていますけど、この分につきましての御説明をさせていただきます。

特定道路Bが90%の起債を95%、5%起債の増で1,300千円となっております。それと、保留地処分金については事業の減額に伴うもので、15,700千円の減額となっております。交付金につきましても、95%の起債という形で23,500千円の起債となっております。起債の合計といたしまして9,100千円の増となっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

もう少しゆっくり答弁していただけますか。もう一度お願いします。

建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えします。

合併特例債といたしまして、地方特定道路起債、当時は90%を95%で、5%の増で1,300千円の増となっております。保留地処分につきましては、起債100%という形の中で、事業の減額に伴いまして15,700千円の減額となっております。交付金につきましては、起債95%で23,500千円の増となり、合計の起債で9,100千円の増となっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

今の言われたことの中に、また専門的な用語と申しますか、区画整理事業（保留地処分）ですね。この保留地処分ということは、私たちは第七、第八の執行状況もよくわかりませんから、その保留地処分ということについて、お金が15,000千円ぐらい余ったとなっておりますけど、どういうことか中身をちょっと教えてください。

議長（山口 要君）

支所建設課長。

建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

事業の成り立ちといたしまして、補助事業と地方特定という起債事業と、それから地権者にいただきました土地の約30%程度を処分いたしまして、その分を事業費に充てるものでございます。それが保留地処分金でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

よろしいですか。平野議員。

19番（平野昭義君）

もう一回言ってください。（発言する者あり）

議長（山口 要君）

ちょっと待ってください。許可を得てから発言してください。議事についてですから、よろしいですか。支所建設課長。

建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

事業の形態といたしまして、国の補助事業と、それと地方特定という起債事業と、それと市の単独事業ですね。それと保留地処分金につきましては、地権者からいただいた土地を売却して事業費に充てるものでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

わかりました。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号 平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算（第4号）について質疑を行

います。

平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算（第4号）全部について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号 平成19年度嬉野市一般会計予算について質疑を行います。

まず、平成19年度嬉野市予算に関する説明書1ページから16ページまで、平成19年度嬉野市一般会計予算から第4表 地方債までの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第4表 地方債までの質疑を終わります。

次に、嬉野市予算に関する説明書61ページから62ページまでの歳入事項別明細書及び歳入65ページから70ページまでの第1款・市税について質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

65ページです。個人の市税の分ですね。昨年度と比較した場合、均等割の人口が前年度、18年については1万2,950人だったわけですね。それで、今年度は1万3,000人ということで一応対象者の数が上がっております。今、嬉野市民としては年々減少をしている中で、この1万3,000人となった理由がよくわからないものですから、その点について御説明をお願いしたいんですが、それからもう続けて、その中なんでも言いますが……

議長（山口 要君）

区切ってください。（「区切りますか」と呼ぶ者あり）区切ります。

恐れ入ります。もう一度、今の質問をお願いします。

11番（神近勝彦君）

簡単にいきます。個人税の現年度の均等割、これは今年度1万3,000人ということで予算を組んでございます。昨年は1万2,950人だったわけですよ。今、嬉野の人口というものは年々減少傾向にある中で、今回1万3,000人という対象者にされた理由をお聞かせください。

議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

均等割1万3,000人でございますけれども、18年度実績を基準に予算化をお願いいたしております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

実績に基づいてなんでしょうが、そしたら18年度から比べて、やはり全体の人口というのは減っているじゃないですか。そういう中で実績に基づいて積算をしているというのは大体わかるんですが、このあたりが何でこういうふうに変転になっているのかなという、そのあたりの御説明をお願いしたいんですよ。

議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

均等割につきましては、地方税法の改正等によりまして、今まで妻の場合、均等割がかかっておりませんでした。改正によりまして妻にも均等割が課税されるようになっております。そういう関係で均等割を納める人数がふえております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

本当は今のところでもう一回聞きたかったんですけども……。

それから、98.5%ですね、徴収率の問題。これが98.5%というのは、今年度、18年度として一緒なんですよ。今のところ、この達成ができるのか、できないのかというところなんですよね。18年度、12月末の段階での収納率はまだ59.11%ということで一応御報告をいただいているわけですね。これから、まだ3月末、確定申告がやっと終わったばかりで、これからの徴収関係も入ってくるとは思うんですが、18年度について、この98.5%が本当に達成できるのか、できないのか。それによってこの98.5%が生きてくると思うわけですよ。それと滞納が結局、一応6,000千円してあるんですが、これについても実際的にクリアができるのかどうかですよ。これも18年度の今の実績が絡んでくると思うんですけども、そのあたりがどうなんでしょうか。

議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

19年度予算の収納率98.5%ということでございますけれども、平成17年度決算におきましては97.41%でございます。これから見ますと少し大きい数字となっておりますが、当然、税ということで、我々税務担当課といたしましては努力数字といいますが、そういう面も若

干含ませていただいております。

それと滞納につきましてですけれども、滞納予算6,000千円でございますけれども、平成16年度決算で7,120千円、それから17年度決算で6,316千円、18年度これは1月末現在になりますけれども、5,400千円ほど確保をいたしております。そういうことで、予算といたしましては6,000千円程度を確保したいということで予算計上をさせていただいております。以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

税関係については、かなり努力されているということは理解をしているわけですけどね。徴収関係がかなり難しいところについては、差し押さえ関係も昨年からすればかなり厳重にやっておられるということも一応報告をいただいているんですが、若干、今の中で法人とは別にして、個人がかなりまだ厳しい状況が続いていると私自身が思っているわけなんです。滞納についても、先ほど1月末で5,400千円、17年度では6,300千円ということなんです。その前々から比べていくと、結局、滞納の入ってくる部分も年々、どちらかといえば低下状況が続いているんじゃないかなと、ずうっと下降線ですよ。そっち方面が多分まだ個人については進んでいるような気がするわけですよ。

今年度の19年度においても6,000千円目標ということで、一応設定をされておることは私としても理解はするんですが、ちょっとこういう厳しい状況の中で、やはり入りがあって出があるわけですから、若干、この6,000千円という目標額がちょっと理想としては高過ぎた数字じゃないかなという気もするし、徴収率の98.5%も本当は98.5%を超えなければいけないわけですよ、本来でいけばですね。しかし、今の状況でいくと、この98.5%が本当にクリアできるのかなという心配もあるわけですよ。

さっき言ったように、やっぱり入りがあっての出ですから、本来であれば、これが100%にならなきゃいけないのがそういうふうな形になっているわけですけど、だから、このあたりの目標設定というのが、どっちにおいてもいろいろ問題があるんですけども、どうでしょうか、努力目標ということが言われるんですけども、そのあたりの数値について、現状を見た場合、達成として実現可能な数字だと思いでしょ、どうでしょうか。

議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

徴収率が若干高いのではという御質問でございますけれども、平成17年度決算から見ますと、やや厳しい状況ではあるかと思えます。ただ、18年度の2月末現在になりますけれども、

市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、現年度すべて前年度同期を上回っている状態でございます。そういう中で、ぜひとも納税の公平を図るためにも、こういう努力目標を設定いたしまして、徴収努力に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

19番（平野昭義君）

69ページ、目の市町村たばこ税ですね。これが昨年度からにして52%程度になっておるといことで、その原因、なぜ急にこういうふうになったのか。それから、169,000千円に対しては交付税措置が75%程度なされると。結局減っても、いつでもこういうふうな交付税が来るのかどうか。交付税ということが私もよく意味がわかりません。ということは、どこかの業者の方が移られて、そっちの方には利益があって、こっちの方の来ない分は補てんしますよと。どこからお金が出てくるか、私はちょっと理屈がよくわかりませんが、説明をお願いします。

議長（山口 要君）

本庁市民税務課長。

市民税務課長（本庁）（川原英夫君）

お答えします。

この分につきましては、大口取扱者の分の数量が減ということで計上しています。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

減では それは減ということは見たばかりでわかるですね。ですから、どういうふうな理由で減になったか、言われる範囲で言ってくださいということを行ったわけですよ。

それから、もう少し先の方も、75%は交付税措置があると。そうすれば、いつでもマイナスになれば、来年もそうなれば来年も75%あるのかということ聞いています。

議長（山口 要君）

本庁市民税務課長。

市民税務課長（本庁）（川原英夫君）

お答えします。

たばこ税につきましては、直接市に入るわけではございません。専売公社（466ページで訂正）を通してから入るわけでございますので、その分のことを尋ねても、なかなか専売公社自体が教えていただけないということでもありますので、一応地元におられる方に聞きまして、今回このくらい減るんじゃないかということで確認しています。

以上です。

議長（山口 要君）

助役。

助役（古賀一也君）

ただいまの件に補足をしてお答えいたします。

たばこ税につきましては、市内に特定の方が1業者おられまして、その方のいわゆる営業方針もありましようけれども、今、たばこを卸すコードですね、店のコードを一時移動させておられるというふうな営業、これはあくまでも営業方針のことでしょうけれども、そういうことで減になっておるわけでございます。私たちといたしましては、引き続き本市の方で取引をされるように常にお願いをしておるところでございます。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

たばこ税の減収と交付税との絡みのお尋ねでございますけれども、たばこ税に限りませんで、税収、一般的に交付税の基準財政収入額というのがございますが、75%が交付税の基礎数値として算定をされます。今回、予算といたしましては、前年度比で169,000千円の減になっておりますが、この分については交付税の算定が前年度のたばこの売り渡し本数で影響いたします。税額ももちろんですけれども、売り渡し本数が基準になっております。前年度の売り渡し本数に対しましての基準財政収入額の算入でございますので、19年度で落ちました分につきましては、20年度分で交付税の基礎数値に措置されるという仕組みになっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

3回目ですね。今、助役の方から一時的にという 私の耳が確かならば一時的にと聞こえましたけど、まだ将来、近々に元に戻されるのか。それとも、ずっとこれを継続して、あとはほとんどないというふうになるのか。それから、それに対する営業活動はどうしているのか、その点ですね。

議長（山口 要君）

助役。

助役（古賀一也君）

お答えします。

一応、業者の方とお話をするわけでございますが、今の平成18年度で約280,000千円ほど

の実績が上がってはおりますけれども、今後19年度におきましては、もう少し少なくなるだろうというふうに予測をしております。そういうことで、今後また嬉野市に税が確保できるように、当然私たちも努力をしていかなければならないというふうに思っております。ございまして、今後もそのことを続けてまいりたいというふうに思います。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

そしたら、67ページの固定資産税の件でお尋ねをしたいんですが、説明の方でいけば、1,250,000千円ほど評価が上がっているわけですね。この評価額が上がった要因というのは、これが嬉野地区なのか塩田地区なのか、そのあたりも一つあると思うんですが、まず土地の評価が一番大きいと思うし、それに伴う建物だと思うんですが、このあたりについての御説明をお願いしたいんですが。

議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

固定資産税1,251,897千円、前年比較で0.73%伸びております。この内訳といたしましては、土地がマイナスの0.41%、家屋1.51%のプラス、償却資産4.65%のプラスということで、前年比較でいきますと9,000千円ほど伸びておるところでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

ということであれば、ほとんど土地よりも建物の方がかなり大きく影響をしているわけですね。というのは、これは嬉野地区の第七、第八が大きな要因なんではないでしょうか。その点どうなんですか。

議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

第七、第八の内訳まではちょっとつかんでおりませんが、昨年、新築家屋が嬉野市全体で83棟、それから増築27棟、合計で110棟が新築、増築されております。この分が固定資産税として増加した分になります。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

新築の中でも、もともと嬉野におられて、結局第七、第八関係で、移転関係から発生しての新築も含まれていると思うんですよね。改築もそうだと思うんですが、このつかんでいる中で、結局嬉野市外からの新築者というのが何人くらいあるか、つかんでおられますかね。そのあたりが結局、新たに嬉野市の方に来られたということで理解していいと思うんですけども。

議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

昨年の分につきましてはつかんでおりませんが、第七区画整理事業が始まりまして、新築家屋が大体100棟建てております。これにつきましては附属建物といいますか、車庫とかは入っておりませんで、第七が100棟、第八が30数棟、今現在建っているかと思えます。以上のようなことしか、ちょっと把握できておりません。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

72ページですね。72ページの地方道路譲与税ですね。これはともに減額できているんですが……

議長（山口 要君）

70ページまでです。

11番（神近勝彦君）続

ああ70ページまで、済みませんね。なら70ページに戻ります。入湯税に行きます。

入湯税については、今のところ、割と入ってきていると思うんですよ。現在のところではまだまだ100%入っていないかもわかりませんが、過年度分として約1,500千円残っている分ですよね。この分について滞納されている方というのは、まだそのまま残っていらっしゃるんですかね。どうなんですかね。

議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

滞納税額ですけれども、現在、1,495千円が計上をされております。これは平成14年度、平成15年度の方でございます、2旅館さんの分になります。この2旅館さんにつきましては、現在もう倒産をされて回収不能な状況にあります。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

それはわかっているんですよ。だから、その経営者の方はまだずうっと嬉野にはいらっしやらないわけですよ。はっきり言って、県外の方だということも大体お聞きをしているんですが、その方そのものの所在とかなんとかはまだ把握されているんですかということです。

議長（山口 要君）

支所市民税務課長。

市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

把握はいたしております。ただ、法人がもう消滅しておるということで、第2次納税義務等を発生させるかがちょっと厳しいところがございます、今のところ、なかなか進展はしておりません。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

これは以前のときでも一つ問題になったと思うんですが、入湯税というのは、あくまでも預かり税の税金ですよ。だから、法人税とか固定資産税というのは本人さんにかかる税金であって、本人さんが結局滞納をされるということに関しては、あくまでも本人さんの支払い能力がやっぱり物すごくかかってくると思うんです。

ただ、入湯税に関してはあくまでも、さっき言ったように預かり税で、他人さんからですよ、お客さんから150円とか50円とかいう入湯税をいただいて、それをお支払いいただいているわけだから、これを払わないということは、言い方を換えれば横領というふうな形になると私は思うんですよ。このあたりの考え方がどうなのかなと。私個人的には預かり税を結局払わないということは横領罪に当たると。ということは、刑事告発さえできるという気持ちがあるんですけれども、税務課としてはいかがなんでしょうか。

議長（山口 要君）

支所市民税課長。

市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

確かに議員御指摘のとおり、横領になるんじゃないかというふうに考えます。この件につきましては横領になるのかどうか、一度弁護士さんの方にお尋ねに行った経緯もございます。当然、税ということですが、滞納になった場合、我々は強制執行の手続がございますので、そういうふうな方法を考えておるところでございます。

ただ、平成16年度、17年度、これにつきましては入湯税100%の確保をいたしております。以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に入ります前に、先ほどの平野議員の質問に対する答弁の訂正の申し出がっておりますので、許可いたします。本庁市民税務課長。

市民税務課長（本庁）（川原英夫君）

先ほど専売公社と私言いましたけど、正式には日本たばこ産業株式会社です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第1款・市税の質疑を終わります。

次に、歳入71ページから83ページまで、第2款・地方譲与税から第11款・交通安全対策特別交付金までの質疑を行います。質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

先ほど失敗しました72ページですね。地方道路譲与税、この件がやはり減額で来ているわけですよ。これは利子割交付金関係も含めてなんですが、このあたりの理由が地方財政の方向性の中での減額だと思うんですけども、この辺はいかがなんでしょうか。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

地方道路譲与税の減額の理由ということでございますけれども、これらの地方譲与税、すべて国の地財計画に乗っかって算出基礎を立てております。地財計画によりますと、1.2%の減ということでございまして、18年度の嬉野市への道路譲与税の見込みから1.2%を減額をいたしました数値として38,993千円となるわけですけども、端数をカットいたしまして38,000千円の計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

この件については、今課長が言われたように地財計画の中の減ということで、ほかのすべてもそうなんですけれども、国の方針がそうだということで、ほとんどが減額なんですよね。この後ある交付税にしてもですね。だから、かなり厳しい予算編成を含まれていると思うんですよ。全体の中で課長にお尋ねをしたいのは、これだけ厳しい財政の中で、結局いろんなシーリング方式の中で積み重ねてきておるわけですよ。今いろんな担当課の方でシーリング方式をやられて、消耗品だとか需用費とかいろんなところで、結局、圧縮、圧縮の中で来ていると思って、私は予算書の中を見たときに、これ以上、多分来年はそういう細かいところについてはもう減額できないんじゃないかなというところのレベルまで多分歳出については圧縮をされてきたんじゃないかなという気がするわけですよ。

そがなくなったときに、結局、義務的に経費とかなんとか出さなきゃいかんと、こういうふうには道路税とかなんとか、先ほど市民税の話も聞きましたけれども、どうしても税源的にかなり厳しい中で、このあたりの財源を補てんする理由というのは、どうしても今の基金に頼らざるを得ないのかどうか。それとも、ほかにここらを削ることによって何とか回復ができるというところが歳出の面で出てくるかどうかわかりませんが、そういうある程度アウトなところでいいんですが、財政課として今後の考え方ですよ。最終的には25億か幾らかカットせなきゃいかんわけでしょう。それに向けての考え方というのは、財政課としてはある程度どういうものをつかんでいらっしゃるのか。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

本当に議員おっしゃるとおり、19年度の予算編成に当たりましては非常に厳しいところでございました。その中で国の合併補助金、県の交付金、それらの活用で何とか組めたというのが正直なところでございます。

今後の見通しとしましては、いわゆる三位一体改革の中での税源移譲、この後の費目で所得譲与税の全廃ですね、こういったものがございます。この分につきましては市民税の方に生きているわけなんですけれども、いわゆる徴収率の向上といたしますか、収納の確保は、もうそれしかない。税の分についてはそう思うわけなんですけれども、その他もろもろ行政ニーズといたしますか、山積しておる中でどうやるのかというのは本当に真剣になって考えなければいけないこととございまして、財政の再生計画といたしますか、それにも手をつけなければいけないんじゃないかなと考えております。

そういった中で、行革の一つの指針が出ております。これに乗っかってやっていかなければならないと思いますが、幸い合併特例債というのがございまして、地方債ですね。これが従来、一般単独の事業で認めていただけなかった分についても起債対応できますよとか、そういったものがございまして、そういったものの活用とか、それぐらいしか今のところ思い当たるところがないんですけれども、義務的経費の削減には限度があります。あと物件費にも、もうここまでやるのかというところまでやらなければいけない状況になっているのは事実でございます。そういうことでございますので、歳入の確保については、歳出の削減をする前にしっかり徴収対策の確立も含めてやっていかないことにはいけないのじゃないかと考えております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

かなり厳しいということであるわけですね。今のところは嬉野、塩田が合併したことによる特例債、これはやはり大きなもので、これによって今のところは何とかもてていると。そういう中で、これからずうっと国からもらっている消費税交付金とか、このあたりもずうっと減ってきているわけなんです。特例交付にしてもですね。地方交付税にしてもかなり昨年からは減ってきているわけなんです。市長にちょっと一言だけ伺いたいのは、財政の課長としては今御答弁いただいたわけですが、市長として、この厳しい財政の中、やはり今回については、あくまでも合併特例債を活用した市の運用を考えられているわけですが、市長としての今後の考え方ですね、あくまでも合併特例債だけに頼っていくのかどうか、このあたりについてちょっと所見だけお聞かせ願えますか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回、合併特例債を一部活用して予算を組んだのは事実でございます。しかしながら、合併を幸いにして進めたわけでございますけれども、合併できなかった市町村もあるわけでございます。そういう点では私ども以上に非常に苦労をしながらも予算を組んでおられるというふうに聞いております。新聞等で読む範囲でございますけれども、合併されなかった市町村の予算というのは、確かに厳しいところがあるなというふうに改めて思っているところでございます。

そういう点で、まず私どもが取り組まなければならないことは、市職員が努力することによって、予算的に作り出すことができる分につきましては精いっぱい勉強しなくてはなら

ないということで考えているところでございまして、先般も部長会で話をしましたのは、やはり今までのように私どもと県、国ということじゃなくて、いわゆる県に予算がなくても国からストレートで持ってくるような予算を探す努力をしようということで、新しい制度を十分に理解しながら努力しなくてはならないというのが第一にあると思います。

それともう一つは、全般的な削減は、この前、行革の委員会を出していただきましたので、その行革の委員会の答申に沿いまして、できるだけ努力をしていきたいというふうにおるところでございます。

もう一つは、基金につきましては、今回、幸いにして繰り戻しをいたしましたけれども、御承知のように、期首でも今回また約7億円近く取り崩しをしたわけでございまして、これがいつまでも続くわけではないわけでございますので、次年度の予算につきましては、厳しいと思いますけれども、できる限り基金取り崩しを少なくするような方針で予算を組んでいかなければならないと。

最後の段階になりますけれども、やはりある程度努力をいたしまして、受益者負担と申しますか、そういうこともあえてお願いをしていかないと続いていかないというふうに考えておりますので、そこらにはいろんな批判はあると思いますけれども、私の責任でもって市民の方には御理解いただきながらやっていきたいというふうにおるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第11款・交通安全対策特別交付金までの質疑を終わります。

次に、歳入84ページから90ページまで、第12款・分担金及び負担金から第13款・使用料及び手数料までの質疑を行います。質疑ありませんか。西村議員。

18番（西村信夫君）

使用料及び手数料ということで、87ページです。市営住宅という住宅使用料の件ですが、ことしは昨年よりもマイナス13.9%、1,885千円減なんですけれども、その内訳はなぜなんでしょうかね。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えを申します。

市営住宅の使用料が前年比で、当初予算比ですけれども、1,885千円の減となっていると。この原因についてのお尋ねでございますが、このことにつきましては大変申しわけないと思っておりますけれども、一つは予算要求段階での入力ミスがございまして、計上漏れにつき

ましては気づいてはありましたけれども、予算書の製本には間に合わなかったということで、今回、当初予算比では1,885千円の減という形になっております。

本来であれば、家賃の予定額、調停見込み額としては13,628千円になるべきところでございますけれども、先ほど申し上げますように予算要求段階での入力ミスということで、それが要因となっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

入力ミスと言われましたけれども、これはことしの当初予算では11,622千円、去年は13,587千円というようなことで、先ほど申し上げましたように13.95%の減ですけれども、下川原と志田原、それぞれ12戸ずつありますけれども、去年は下川原については2,365千円、志田原については12戸で2,809千円という予算額ですけれども、この同じ12戸で予算額がこれだけ違うというのはなぜなのでしょう。

それとあわせて、市営住宅が88戸ということで8,393千円と計上されていたんですけれども、この市営住宅と下川原の住宅の入居料が違うかどうか、その点までお尋ねいたします。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えいたします。

家賃につきましては、毎年度、各世帯の収入状況、あるいは世帯の構成員、そこら辺が算定基礎になっておりますので、これは当然、比較した場合は増減があろうかと思えます。

それから、下川原住宅でございますけれども、前年の一月当たり、これは12戸分でございますけれども、一月当たりの平均値が192千円と。19年度が174,900円ということで、月平均で比較を申しますと17,100円の減となっております。志田原が同じく18年度は一月平均が234千円で見込んでおりましたが、19年度につきましては242,600円ということで、志田原の方は逆に一月平均で8,600円の増というふうになっております。

それから、今回は内訳の表示をしておりませんが、嬉野地区につきましては個々の住宅の積算根拠を申し上げますと、厚生住宅は一月当たり1,200円ということで変更ございません。それから、湯野田住宅は18年度が14,500円に対し19年度は13,400円ということで7,200円の減ですね。それから、内野山住宅は18年度が33,700円、19年度が31,500円ということで1,500円の減。それから、皿屋住宅につきましては、18年度が110,500円に対し、19年度の要求額が122,700円ということでございます。それから、立石住宅は18年度が126,400円、19年度分が124,800円で積算をいたしております。

それから、先ほど入力ミスと申しあげましたけれども、下宿ふれあい住宅のことでございまして、前年度は14戸分の1カ月の平均で360千円ということで要求してございましたけれども、今年度は242,800円ということで、これは下宿の特公賃を除いた14戸の分の積算ミスでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

市営住宅の施設においては、それぞれ所得割によって幾らか違うと思えますけれども、非常に厳しい折に市営住宅の滞納者もあるんじゃないかと思われましても、その現状はどうなっておるのか、また徴収はどうかされておるのか、一番長く滞納されて何カ月の方がいらっしゃるのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

支所建設課長。

建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

その件につきましては、滞納者数の数についてはちょっと把握しておりませんが、未収入の金額といたしまして、平成19年1月現在で383,300円となっております。嬉野の方は空き家が1戸という形で、その分の未収入となっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

本庁建設課長。

建設課長（本庁）（松尾龍則君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

平成18年度の見込みといたしまして、過年度分の滞納が1,669,200円となっております。その中身でございますが、多い方で平成12年度から滞納がございまして、約700千円の滞納でございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

まず第1点が、今言われた12年度から滞納されている方が1世帯で700千円を超えているというのはちょっと異常じゃないかなという気がするんですよ。これがどういう理由で今まで今年度でもう7年目になるわけですよ、丸7年。それでどういう対応をされてきて

いるのかという点と、私の手元にあるのでいけば、過年度は1,669,200円ですよね。現年度においても、まだ1,934千円ほど収入未済額があるということでお伺いをしているんですが、こういう中で、現年度の状況も今3月の状況の中でどこまで収入ができていますのかどうかですよね。

払えない方の中には、今現在、無職になったとか、やはり減収でどうなのかという方も多分いらっしゃるかもわからないんですけども、そのあたりのつかみについてどうなのかですよね。それは嬉野も塩田もそうなんですけれども。あと、嬉野が収入未済額の383,300円、これは過年度も含んでいるのですかね。現年度まで含めてですかね、過年度だけなんですかね。そのあたりまで含めてお聞きしたいんですが。

議長（山口 要君）

本庁建設課長。

建設課長（本庁）（松尾龍則君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

ある1人の方につきましては、平成12年度から滞納していらっしゃるということでございますが、職員も再三滞納しないようにということで家の方に伺っておるんですけど、なかなか払っていただけないという現状がございます。それと仕事といいますか、無職といいますか、そういった調査については、私の知る限りではそういう調査はいたしておりません。

以上です。

議長（山口 要君）

支所建設課長。

建設課長（支所）（一ノ瀬良昭君）

お答えいたします。

過年度分につきましては約235千円程度です。現年度分で約150千円程度です。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

これは福祉課の方にちょっとお尋ねをしたいんですが、今、塩田の方で滞納されている方は1名さんですよね。この方は結局家賃が発生しているということは生活保護を受けていらっしゃるわけでもないと思うんですよね、家賃が発生している以上は。生活保護者であれば家賃も多分免除になっていると思うんですよ。だから、どういう状況なのかということで、ちょっとつかみは御存じないんですかね。

そのあたりがちょっと 私は3回目だからこれ以上言えないもんですから、そのあたりがどうなっているのかというのと、あと建設の方とそういう福祉関係、あるいはまた税務関

係でどういう話をされているのかなという気がするわけですよ。住宅費で700千円ということは、多分税関係、町民税関係も多分ずっと滞納じゃないかなという気もするわけですから、結局このあたりの所得があるなら、極端に言ったら、差し押さえするにも市営住宅ですからなかなか難しいと思うんですけども、このあたりの考え方が余りにもゆっくりし過ぎているんじゃないかなという気がするんですが、まず福祉の方に一応そのあたりの状況確認と、建設課としては、あと税務関係との話の中でどういう状況の方なのかという把握を、さっきの答弁ではちょっとされていないみたいなんですが、やはりそのあたりまで含めた対応というのを今年度じゅうにする気があるのかなのか、一応その2点をちょっとお聞きしたいんですが。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えいたします。

御発言のとおり、住宅使用料を滞納されている方につきましては、当然ほかの税等のそういった公金についても滞納がある家庭が一般的には多いわけですけども、今年度、税収等の滞納対策委員会ですか、それは一応立ち上げがなされておりまして、今議会終了後に直ちにまた関係者集まりまして、そういった情報交換の場等を設ける予定にはいたしております。その中でお互い情報を持ち寄って対策を検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

下川原住宅の滞納者の件でございますけど、福祉サイドとしまして、従前は母子世帯であったかと思っております。それで御主人がいらっしゃらないということで、そういった世帯でお母さんが一人働きのような状態であったかと思えます。特に、いろんな児童扶養手当とか何とか、そういった制度的な援助の支給は当然しておりますけど、特に生活保護関係につきましては、まず民生委員さん、あるいは本人からの申し出等が今のところはあっておりませんので、そういった対応はいたしておりません。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

19番（平野昭義君）

86ページですね。農業水産業使用料のところ、農業使用料のところのふれあいセンターのことですね。これは10千円の予算ですけど、私はこのことについては杉光町長時代からずっと申し上げてきました。ということは、もう簡保資金に使うから相当な時間がかかって

おりますから、そういうことを踏まえて言っていました。

まずお尋ねしたいことは、昨年度でもいいですから、1月から12月までの利用状況、それから、経費がどのくらいそこに1年間かかったのか。まず、それだけ二つ、ちょっと。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

ふれあいセンターの利用状況でございますが、まず利用状況を申し上げます。一応手持ちの資料としまして17年度を用意しましたが、利用回数で87回、利用人員で1,345人、それとふれあいセンターの年度に係る維持管理費でございますが、ふれあいセンターの維持管理費、需用費以下、役務費、委託料、使用料まで含めまして886,890円となっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

今、なぜ杉光町長の時代のことを申し上げるかといえば、今、谷口市長もなかなか財源が厳しいから、民でできるものは民でというふうな今の時代の移り変わりという中で、恐らく使用料の中には、いわゆるガードマン経費あたりも200千円余り入っておったと思いますけど、いずれにしても87回といえば、そうむちゃくちゃ毎日使う 毎日使って365回ですから、その何分の1か利用してもらおうということですけど、本当はこういうふうな建物は、ある意味では宝の持ちぐされという、経費だけ要って収入はないと。すべてこの886千円ぐらいの収入があればプラス・マイナス・ゼロですけど、上げておられる予算が10千円ということは88分の1ぐらいですね。こういうことでは、利用者はそういうことは知っておられないと思いますけど、本谷の方が 本谷という部落がありますもんね。あそこの公民館が今も上にありますけど、あれを払い下げてもらったら本当に助かるというふうなことも聞いておりました。

ですから、どうせ使う人は近くの人だと思いますので、なるだけなら要らぬものは削っていくというか、そういうようなことがいいんじゃないかと常々思っておったわけです。特にまた部落の人が歓迎されるならば、それでまたしかりと。このことについては担当課では無理でしょうから、市長の方で一応答弁をよかったらお願いします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

ふれあいセンターにつきましては、今年度、私も何回か伺いました。これは塩田の小学校のPTAの方とかが使っておられたんじゃないかなと思いますし、また、何と申しますか、近くの方も使っておられたんじゃないかなと思います。

お話の払い下げということでしょうか。払い下げをしたらどうかということでございますね。これが実は、多分補助事業ででき上がってきたんじゃないかなと思いますので、そこらの整理ができれば取り扱いもできるんじゃないかなと思いますけれども、ちょっとまだ検討はいたしておりません。

以上でございます。

議長（山口 要君）

平野議員。

19番（平野昭義君）

どこの部落も補助金をもらったり、あるいは自分たちがして公民館は建設しておりますけど、たまたまモデルのほとんどの部落はかぎ詰めて大体入らんようになっております。そういう意味では、もうそこも公民館と余り変らないと。それじゃ、たった10千円ぐらいやったら、利用される方が本当にもっと負担せにゃいかんじゃないかと、経営側から言えばなると思います。いろいろなところからも、最近も中学校の体育館を使ったらお金取られるだろうなど、2面使ったら倍取られたというふうな話まで聞きますけど、そういうふうな時代ならば時代のように、ある程度原価計算というか、あるいはバランスシートというかね、そういうことも考えながらケアしていくのはケアしていつてもらいたいと思いますけど、もう一度、市長の答弁をお願いします。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答えを申し上げます。

私、まだちょっと勉強不足でよく答弁できませんけれども、要するに地域の公民館とは違った意味でこれができ上がったんじゃないかなと思いますけれども、そこらの補助関係の成り立ちとか、そういうものを調査した上でないとなかなか答弁ができにくいわけですが、要するにあそこは前の農協さんのガソリンスタンドがあったところですので、そのところで地域の方が公民館等以外に使っておられたというふうなことだろうと思いますので、そういう目的でつくられたということですので、やはりもともと農業振興の予算でつくられたということじゃないかなと思いますので、そこらの補助関係を精査しないと、なかなか発言ができにくいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

16番（副島敏之君）

先ほどの市営住宅の滞納のことについて非常に私は気になるもので、再度ちょっと。

先ほど福祉部長、あるいはまち整備部長からお話がありましたけれども、何かこう解決策というのはほとんど見出されないような話しぶりと私はお聞きいたしました。当然これは決算でまた出てくるわけでございますが、こういう公的な市営住宅について7年間に及んで滞納されておる方と、それぞれの理由があるかもわかりませんが、これは余りにも長過ぎて、担当の方の答弁を聞きまして、じゃあ今年度なり、あるいは半年先までにこういう解決策を持っていきますよというような、やはり何らかの答弁をいただかないと、これはどうしようもないんじゃないかなと。もう少し担当部長なり、その所轄で横の連絡もとりながらこれをしていかないと、ほかの人はみんな払っておるわけですね。ですから、これはふえるばかりではないか。

先ほども神近議員からお話がありましたけれども、ほかの払うものも当然ストップしておると思うんですよ。ですから、市営住宅についてはやはり何らかの方策をぴしっとここで示していただかないと、私は何の予算委員会かわけわからんです。決算にもこのまましとったら当然出てまいります。ですから、これはどちらの部長さんでも結構でございます。私はこうやってやるんだという方策をぴしっと述べていただきたい。

議長（山口 要君）

助役。

助役（古賀一也君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど、まち整備部長がちょっと申し上げましたけれども、本議会が終わったらすぐに収納対策委員会を開催するようにいたしております。とは別にまた、以前におきまして、この滞納者につきましては、ずっと以前からの滞納者でございますので、過去何回か、いわゆる住宅の明け渡し命令、退去命令、そういったものも出した経緯がございます。そういうことで、それにも耳を傾けなかったわけですが、今後やはりこの場合には裁判しかないというふうに思っております。ただ、その手続等についてもまた研究をしなければなりませんけれども、差し当たって今議会が済んだ後に収納対策委員会を開く予定にしておりますので、その場でもまた協議をいたしたいというふうに思います。

議長（山口 要君）

副島議員。

16番（副島敏之君）

助役から答弁がございましたけれども、収納対策委員会とは結構でございますが、とにかく7年間ですからね、これは容易なことではございません。相手も勧告を受けてもなかなか

それに応じなかったという、やっぱり難しいといいますが、向こうにも条件が整っておるわけですね。ですから、これはやはりこちらも知恵を絞って、何らかのことをやってもらわないと、いろんなほかの方向に不公平感も生じましょうし、この建物自体の存在価値そのものがだれのためにつくっておるのかというようなことにもなりかねませんので、どうかひとつ助役を中心にこれらの解決を早急にやっていただきたいと、これをお願い申し上げておきます。

議長（山口 要君）

答弁は。（「答弁、最後に」と呼ぶ者あり）助役。

助役（古賀一也君）

ただいまの御意見ごもっともでございますが、今後、私たちといたしましても、既に税務課におきましても、いろいろな差し押さえ等も実施をしておりますので、それにできるだけ準じた形で強行策をとれるように、今後検討、研究してまいりたいと思います。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

今の件でちょっと違う質問をしたいと思いますが、いわゆる入居時に保証人の問題ですが、保証人を多分とられる 絶対これはとるべきだと思います。とっておられるとは思いますが。その保証人に対する請求のやり方、それと、いわゆる更新時の保証人、例えば応じられない、応じることができない保証人であれば、その人はもうだめですよという保証人のとり方、それと契約の年限が多分あるのかと思います。そういったものについて質問をいたします。

議長（山口 要君）

助役。

助役（古賀一也君）

お答えいたします。

この件につきましては、多分保証人は同じ元町内に住んでおられた父親がなくなっておられたと思います。その父親がもう亡くなっておられまして、また、その娘さんが一時 もう勤められておりますが、自分が納めるからというふうなことで、肩がわりして納めるというふうな約束も過去あったようでございますが、しばらく納められて、その娘さんも納め切れないというようなことになった関係で、そういったこともあって退去命令が結局なし崩しになったというふうな経緯があったかというふうに記憶をいたしております。

今、保証人の問題が出されましたけれども、この分も含めてやはり協議をさせていただきたいというふうに思います。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

保証人はわかりました。それで、契約書の年限ですね。それは何年になっていますか。契約が切れた場合、いわゆる更新をやるわけでしょう。

それともう一つ、父親が亡くなられたときにどうして娘さん、あるいはその娘さんが払えなくなったときの対応として新しい保証人をとらなかったのかということですね。契約の年限についてとあわせてお願いします。

議長（山口 要君）

まち整備部長。

まち整備部長（山口克美君）

お答えいたします。

入居の際の保証人、当然立てていただくわけでございますけれども、期限については特に限定はいたしておりません。結局、保証人の方に異動があった場合、かわりの方を立てていただくこととなりますので、そういった異動届ということで届けをしていただいて、もし保証人に異動があった場合はかわりの方を立てていただくということになっておりますので、特段期間は設けておりません。

議長（山口 要君）

田口議員。

17番（田口好秋君）

そういうことであれば、再度見直しが必要じゃないかと。この方ばかりじゃなくてですね。いわゆる契約して入居をされておられる方が、実際保証人がどうなっておられるのか。これは今は払っても、また、そういう場合も出てくるかと思いますので、そういった見直しが必要じゃないかということと、先日、私は一般質問でも取り上げましたが、いわゆる未収金に対する考え方、そのためにあそこで私は 未収金というのは全部資産計上になるんですよ、バランスシートの場合にはですね。そこのところを職員さんがわかっていないんじゃないかということで、あのとき、余り突っ込みませんでした。そういう質問をしたわけですね。

ですから、未収金に対する考え方をやはりもう少し真剣にやらないと、こんなにたまる必要はなかったんじゃないかなと思われる分もたまっていくわけですね。私から言わせれば、これは行政側の手落ちだ、手抜きだと。父親が亡くなったときにちゃんとしとれば、もう少しよかったんじゃないか。あるいは娘さんが払えなくなったときに何とかしとけばよかったんじゃないかと。ですから、みすみすこんなにたまるまで黙った、手抜きであったと言わざるを得ないと思うわけですね。

そういうことで、やはり先ほどから入力ミスだとか、あるいはいろんな問題がまだまだありますので、もう一回、そういった皆さん方の未収金、あるいはほかのことに対しても、やっぱりもう少し危機意識を持っていただきたいと。

以上です。

議長（山口 要君）

答弁は。（「お願いします。そここのところに対応する」と呼ぶ者あり）市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回の市営住宅の問題、また、ほかの滞納等もあるわけでございますので、ここら辺につきましては従前の契約の効力とか、また、新規に契約をとり直す場合の注意点等もあると思いますので、そこらは弁護士とも相談しまして、法的にしっかりした形で再度整備をして実効が上がるように努力をしてみたいと思います。

また、今ずっと御意見いただいておりますけれども、細かな点でまだまだ行き届かない点も十分あっていると。今回知っておりますので、また厳しく私自身も努力をしながら職員とともに頑張ってみたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

議長（山口 要君）

議案質疑の途中ですが、ここで3時25分まで休憩をいたします。

午後3時14分 休憩

午後3時25分 再開

議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて議案質疑を行います。

質疑ありませんか。西村議員。

18番（西村信夫君）

87ページの教育使用料についてお尋ねします。

自主財源が乏しいという中で、保健体育使用料、これまた前年度よりも365千円減になっておるといことなんですが、この関係については、なぜなのでしょう。お尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

教育使用料、保健体育使用料の件でよろしゅうございましょうか。

この件につきましては、3月補正で使用実績等を見込みまして減額措置等をしております。特段、施設についての障害とかなんとか、そういう理由はございませんが、利用状況に合わせて、決算見込みに合わせまして新年度予算措置をお願いしているという状況でございます。

議長（山口 要君）

教育使用料全般についてですか。（「いやいや、教育使用料の保健体育使用料です」と呼ぶ者あり）西村議員。

18番（西村信夫君）

前年度の実績を見込んでの計上と言われておりますけれども、昨年、五町田小学校の照明施設、113千円の計上で、ことしは73千円ということでマイナス40%、大幅減ということなんです。あわせて、これまた中央公園照明施設443千円、前年度ですけれども、これまた105千円の減、それから、88ページの轟の滝公園野球場、これまたマイナス43%、171千円の減と。轟の滝公園プール、これまた大幅減というようなことなんですけれども、これは利用者がいなかったのか、それとも、どういうふうな理由でこういう減額をなされておるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

個々の主要積算につきましては、18年度の先ほど申し上げましたとおりでございます、私の方も轟の滝公園野球場が170千円減額とかということで、直接担当の方に原因等お尋ねをした経緯もあるわけなんです。特に利用が少なくなっているということじゃなくて、ナイター使用が少ないというふうなことはあると思いますが、そういったことで一つ一つこういう理由でこの項目が減になったということじゃなくて、総体的にナイターなり、利用が少なくなっているという計上にさせていただいております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

具体的な答弁は得られなかったんですけれども、これは五町田小学校の113千円から大幅減というのは、照明施設を利用して五町田小学校のグラウンドを使っていただけの団体が少なかったと私は思いますけれども、そのあたりは実績を見込んで、昨年とことしとどういふふうに分けて分析しておられるのか。

あわせて、先ほど申し上げましたように、轟の滝公園野球場、これも171千円の減ですよ。昨年の利用日数と今回計上された関係について示していただくと同時に、これは市長にお尋ねしますが、市長は保健体育事業振興に当たって推進をされておりますけれども、こういった保健体育施設の利用料の減というのはどういふふうにお考えなのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

細かいことはちょっと承知しておりませんが、五町田小学校の照明施設ということにな

りますと、当然、グラウンドを使うんじゃないかなと思いますけど、この前、要望がありましたように、グラウンドが非常に使いづらくなっているというふうなことがあったのかなと思います。

ただ、全般的に野球をされる方が少なくなっているということも事実でございます、そういうこともあるんじゃないかなと思っておりますし、また、雨天晴天の関係もあると思いますけれども、ちょっと私の手元に分析を持っておりませんので答弁はしにくいわけですが、できる限り設置の成果、効果が上がるように努力をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

五町田小学校につきましての照明関係が、17年度実績で71回の1,200円、155千円程度の収入がっております。それに加えて、18年度途中でございまして、照明施設等の利用は6回、25,200円しかあっていないという現状もございまして、確かに17年度につきましては、ソフトボールチームが頻りに利用されていたという経緯はあってございます。そういったことで、ナイター等の利用人口が減っておるとするのは確かだろうというふうに思います。

ちなみに、轟の滝公園野球場につきましても、現在、利用件数47件で220千円程度の18年度見込みということで収入となっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。織田議員。

9番（織田菊男君）

同じで87ページ、教育使用料ですね。小学校使用料、中学校使用料と書いてあります。これは、1時間当たりの使用料は大体どのくらいでしょうか。小学校使用料、中学校使用料、社会教育使用料、保健体育使用料、これが1時間当たりの使用料です。

議長（山口 要君）

ここに上がっている分全部ですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）

学校教育課長。

学校教育課長（江口常雄君）

お答えいたします。

小学校使用料、中学校使用料につきましては、学校体育館の使用料になりますけれども、時間当たり420円ということです。

議長（山口 要君）

社会教育課長。

社会教育課長（石橋勇市君）

お答えいたします。

ここに計上しております社会体育関係の使用料につきましては、それぞれの施設ごとに利用料金の設定をしております。そういったことで、全件申し上げますと相当な時間になりますが、いかがいたしましょうか。（「全部お願いします。社会教育使用料でしょう。公民館、嬉野公民館、吉田公民館、文化センター、これの1時間当たりの使用料です」と呼ぶ者あり）1時間当たりということじゃなくて、回数当たり使用料で決めたり、時間で決めたりしております。

申し上げます。嬉野市社会体育館使用料、昼間の利用1回につき530円、午前8時から正午まで。1回の利用につきまして、正午から午後3時までの規定がございます。夜間利用につきましては、1回につき530円、午後5時から10時まで。これは条例の社会施設使用料、別表1のところを申し上げたところでございます。

議長（山口 要君）

ちょっと待ってください。後で資料の提出でよろしゅうございますか。これでしたら、1時間ぐらいかかりますので。よろしいですか。（「資料で結構です」と呼ぶ者あり）条例例規集に載っていますので。

社会教育課長（石橋勇市君）続

条例の嬉野市体育施設条例1万8,053ページ、これ以降の別表でそれぞれの施設で規定を設けております。参考にしてください。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

86ページ、総務使用料の嬉野中央駐車場、嬉野インター駐車場、嬉野インター第2駐車場について質問をいたしますけれど、これは前年でいけば中央 ちょっと名前の違うですけど、嬉野中央広場駐車場と嬉野中央駐車場、本年度にはそうなっているんですが、これが昨年度2,610千円に対して、ことし3,600千円ということで、1,000千円程度上がっております。それと、インターの駐車場が1,248千円、これは昨年と同額なんですが、それにインターの第2駐車場が600千円ということで、ことしの予算が計上されているわけですが、まず、中央駐車場が1,000千円増額になった利用の説明をお願いしたいと思います。

議長（山口 要君）

支所総務課長。

総務課長（支所）（坂本健二君）

まず、中央駐車場の3,600千円についてでございますが、実績を見ますと、平成15年で3,600千円、平成16年で3,100千円、それから、平成17年で3,100千円という実績が上がって

おりまして、いろいろ高校総体とかなんとか見込みがございまして、一番実績の多い額を予算計上をお願いしている状況でございます。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

実績を見込んでの数字ということではありますが、そしたら次にインター駐車場と第2駐車場、第2駐車場についてはまだ数カ月しかたっていないわけですけれども、インター駐車場は実績で1,248千円となったのかなと思いますけど、そこら辺と、それと、インター第2駐車場を、ここを借りて、高校総体等のときに使うことで駐車場をつくったわけなんですけど、そのときに、それによって九州号等の利用者数は当然ふえるだろうと、便利になるだろうということで、九州号の会社等への観光PR等をお願いしたらどうかと。過分の費用負担分をお願いできれば一番いいけれども、それができなければ、嬉野の観光PR等のことをお願いしたらどうだというふうな話をしたんですが、要するに、1,248千円のインター駐車場の根拠と九州号に対する対応、これについてお尋ねします。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

高速のインター駐車場につきましては、確かに利用率が上がっております。17年8月から18年3月までが791,410円という実績がございまして、今年度が、まだ見込みでございましてけれども、大体1,300千円くらいある予定になっております。それで、一応1,300千円ちょっと超えているような状態でございますので、そのような見方をしております。

それと、今、議員の御指摘の件でございまして、九州号の件は、商工観光課長がその件についてお話をしております。その内容について、詳しいことは私も聞いておりませんが、インターから嬉野の方に、まちの方に乗り入れ等もいろいろ画策をされてきて、その辺のことが若干ありまして、この件については特別のことは要望しにくいというふうな経緯をちょっと聞いております。商工観光課長から答弁をしていただきますけれども、一応、私はそのような報告を受けておりました。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

お答えいたします。

ただいまの件でございまして、バスの会社の方にはそういうふうなことで連絡を申し上げております。

以上です。

議長（山口 要君）

向こうの回答は。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）続

余り恩着せたような感じで言うのもどうかと思いましたので、以前、嬉野の町中の乗り入れについて、やめたいと。できれば、インターをくるっと回って町中に入れるのがロスが出ます関係で、乗り入れを中止して通過したいという話がありましたので、こういうふうな努力をしておりますので、ぜひとも町中の乗り入れについては継続をしていただきたいということで、市長の方も、私の方もお願いをいたしました。

今のところ、幾らか以前よりも利用客がふえているという報告は聞いておりますので、それ以降、取りやめるとかいう話が一切ございませんので、それなりの実績は上がっているんじゃないかというふうに考えております。

議長（山口 要君）

支所総務課長。

総務課長（支所）（坂本健二君）

第2駐車場の実績について申し上げます。

ただいま開業以来、累計で450台程度の使用があって、約90千円の収入が上がっております。（「何カ月ですか」と呼ぶ者あり）2.5カ月ぐらい。12月、暮れでしたので、そのぐらいと判断しておりますが。

済みません。ただいまのところ、462台で110,100円でございます。訂正いたします。

以前は、支所の駐車場を大型バスが利用したいという問い合わせがあってございましたが、その第2駐車場ができて以来、そちらの方の問い合わせがなくなって、そちらの方を活用いただいております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

確かに、言いにくいところはあるかも知りませんが、そういう事情があればですね。しかし、これもいわゆる向こうの会社さんに対して、できる分、できない分、あるわけですよ。例えば、金銭的な負担をどうのこうのということじゃなくて、嬉野のパフレット等を車内で広告、まあ、電車で行けば看板等いろいろあるわけですけど、そういう車内への広告物の貼付とか、そういうことだって可能だと思いますので、そういうふうに業績が上がっているのであれば、幾らかかなりのそういうふうな対応をぜひお願いしておきたいと思います。

議長（山口 要君）

支所商工観光課長。

商工観光課長（支所）（一ノ瀬 真君）

ただいまの件につきましては、先方とも協議いたしまして努力してみたいと思います。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

今のページなんですけど、ふれあいセンターの件についてお伺いいたします。

毎議会ごとに、ふれあいセンターの払い下げという案がいつも出されておりますけど、ふれあいセンターは読んで字のごとく、ふれあいセンターです。交流の場所です。1,345人、17年度ということなんですけど、ほとんど女性が活用、利用しております。女性の学習の場とか、交流、カルチャー、あるいは子育て支援の場に今、活用されておりますし、3世代交流の場としても活用されております。文字どおり、幅広くふれあいの場として活用させていただいております。

毎回ごとに払い下げという案が出ていますけど、補助事業として上がっておりますので、払い下げの可能性はあるのか、そして、公民館という、さっき地域公民館というふうにおっしゃったんですけど、地域公民館は地域に特定した人たちの活用の場でありますので、地域公民館として利用をする、払い下げる可能性を持たれているのか、それとも、そういうことは一切補助事業でないというのか、そこら辺は今回で明言させていただきたいと思いますが、お答えをいただきたいと思います。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えをいたします。

ふれあいセンターにつきましては、昨年の当初予算の審議の際も払い下げの問題、また、料金の公平負担の問題でも御質問いただいております。ただいまの御質問の払い下げという答弁をとということでございますが、これは農林サイドの補助金を利用させていただいて、ふれあいセンターにつきましては平成元年度に開設しております。それで、これはまだ18年程度しかたっていないわけでございますので、まだまだ耐用年数等が残っておるかと思っております。もしそのような用途変更ということになれば、補助金適正化法に基づく取り扱いが必要になってくるかと思っておりますので、私の段階ではまだまだ研究、検討する余地があるかと思っておりますので、まずは料金改定等について、担当課としては検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

というのは、用途変更の補助金返還というのがあり得るんだったら、どれぐらいの補助金返還が必要なんですか。そして、その可能性というのはどれぐらいあるんですか。いつもこういう問題が出たら、本当に女性が活動の場として、楠風館とふれあいセンターは非常に活用させていただいております。しかし、公民館に払い下げるとか、いろいろ言われていますので、はっきりした返事をしていただきたいと思えますけど。

議長（山口 要君）

産業振興部長。

産業振興部長（井上新一郎君）

お答えいたします。

先ほど市長も答弁されましたように、農林サイドの補助金を活用しての建築物でございます。その中にはやっぱり農業振興という意味もあって建設された建物と思います。現在、いろいろと地域特産の研修、また、地域産物を使った加工品等もしていただいておりますので、私どもとしては、この目的に沿って、現在の状況で担当課としては存続するように考えておりましたので、用途変更した場合にどの程度の補助金の返還が発生するとか、そういうことについては全然研究もしておりません。

以上でございます。

議長（山口 要君）

芦塚議員。

10番（芦塚典子君）

済みません、1,345人ですけど、本当に有効に活用させていただいておりますので、用途変更なしということで、今後また行かれていただきたいと思えます。

議長（山口 要君）

答弁は。

10番（芦塚典子君）続

市長によろしいですか。

議長（山口 要君）

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先ほど、ほかの議員からお尋ねがあった際にもお答えしたとおりでございます。いわゆる補助でつくっているわけでございますので、補助の目的に沿った形で利用していかねばならないというふうに考えておるところでございます。

ただ、払い下げということになりますと、先ほど話が出ておりますように、補助金の返還をして、そして払い下げをとということになりますので、やはり建設の目的というのは農業振興ということで作られたと思いますので、女性の方だけが使うということじゃなくて、地域農業の振興のために使っていかなければならないというのが適切な使い方ではないかなと思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。太田議員。

12番（太田重喜君）

本来は6月議会の一般質問にしゅうで思いよったばってんですよ、実は今、使用料がいろいろ論議されておるわけでございますが、これは一応、教育長にお願いして解決した問題ではございますが、この嬉野町で通信教育課程で高校の勉強をやっている子供たちがおります。私のところに相談に見えたのは、もう40歳になろうでしよる左官さんなんですけど、どうしても高校の課程をとりたかったからと、大検まで受かって3年で今度は卒業します。

そういう頑張っって地域を支えておる若者たちがいるわけでございますが、私のところに相談にあったときまで、月2回、文化センターを使って勉強会をするのに一銭の減免もなく、1回に1,500円なりの会場使用料を払って勉強をやっているんだと。佐賀北高からは1回につき500円の1カ月につきですかね、補助金を受けていると。佐賀県10会場ある中で、会場費を取っているのは嬉野市だけなんだと。よそはどうしておるかということ、500円はお茶代とか茶菓子代に使っておりますと。私たちは足りん分をポケットマネーでやっておりますというお願いがございました。

この件につきましては教育長の方をお願いしまして、何とか減免できるような体制をということでお願いしているわけでございますが、同じように、今度は社会体育で少林寺拳法の指導をやっておられる方の話を最近聞きました。青少年健全育成という点で少林寺拳法の指導をずっとやっておって、ずっと減免一切なしの会場使用料を払ってやっているんだと。この方には近日中にお会いして、もう少し詳しい話を聞きたいわけでございますけど、こういう実情がある中で、どこかでおかし過ぎるように使用料の減免を求めるような話、おかし過ぎると思います、私は。

自分たちが必要でやることだったら、自分たちが好きでやることだったら、ポケットマネーを出して当たり前と思うんです。青少年のためのということでもあれば別ですけど、立派な大人が自分たちが使うのに金の減免をとかいうふうな考えはおかし過ぎます。そういう観点から、どうでしょう。もう少し使用料あたりはしっかり取るには取る、減免するは減免する。はっきり示してもらいたいと思うんですけど、この辺について、どなたか御答弁できる方がおられましたらお願いします。この件につきましては、6月議会にもう一度やります。

(「休憩して」と呼ぶ者あり)

議長(山口 要君)

暫時休憩します。

午後 3 時 53 分 休憩

午後 3 時 54 分 再開

議長(山口 要君)

再開します。

市長。

市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

議員のお話とは、直接つながるかどうかわかりませんが、先日、私ども関係ございますが、鹿島の産業技術学校の方が来られました。そして、いわゆる手に職をつけたいという若い人が嬉野市からもたくさん通っていただいていると。鹿島・藤津地区では嬉野が一番多いというふうなことでございまして、本当に、進学は別にいたしましても、自分で身にわざをつけるといいますか、そういう努力をしている人とか、向学心の高い人はたくさんおられるわけございまして、そういう点ではぜひとも、できる御協力はしてまいりたいと思っております。

ただ、そういう点で、議員御発言の中にありましたように、私どもの減免制度というのは、これは条例で決定しておりますので、減免制度のPRが行き届いていないという点もあると思います。また、逆に有料ですね、お支払いの場合は、これは減免ということはまた別の問題でございますので、そこらは議会にお願いして条例で決めておりますので、お申し込み等いただく、また、私どもPRをしまして、そこらについて御理解いただいた方については説明をさせていただいて、適用できることについては適用することはやぶさかではございませんので、そういう努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。副島孝裕議員。

6 番(副島孝裕君)

86ページ、総務使用料の中の行政財産収入について内容をお伺いしますが、これについては、本庁、支所の自販機とか、それから、水道課、佐銀ATM等の使用料収入だと思いますが、2,328千円の内容についてお尋ねします。

議長(山口 要君)

財政課長。

財政課長(田中 明君)

行政財産2,328千円の内訳でございますけれども、本庁の分として307千円、支所の分として2,021千円、合わせまして2,328千円です。

本庁の分としましては、内訳といえば相当ありますけど、大まかによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）N T T、九州電力、藤津ケーブル、庁舎内の自販機、あるいは庁舎のたばこの自販機とか、J A 佐賀みどりのA T Mの分とかで307千円になります。

支所の分につきましては、水道課の方に建物を貸しているという形になっておりますので、その分と、佐賀銀行のA T Mの使用料、外国人のA L Tですね、この分の宿舍の使用料、中央広場の使用料、それから、支所前の駐車場の使用料、それから、N T T、九電、テレビ九州、さまざまございまして、合計しまして、支所で2,021千円になります。

明細、それぞれ数字がありますけれども、読み上げると時間がかかりますので、これによろしいでしょうか。（発言する者あり）一番大きいのは、水道課の方に貸しております分ですね、これが1,600千円ございます。（「ぐらい」と呼ぶ者あり）ちょうどです。1,600千円ちょうどです。

以上でございます。

議長（山口 要君）

副島委員。

6番（副島孝裕君）

そのうちの、あと、佐銀のA T Mの貸し賃、それからA L Tの宿舍の、これがわかりますか。2点。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

佐銀のA T Mですね、これが36千円、（491ページで訂正）A L Tが96千円の家賃でございます。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

18番（西村信夫君）

89ページの衛生手数料についてお尋ねをします。

衛生手数料についてのごみ処理というようなことで項目を上げていらっしゃるけれども、46,103千円の予算ですけれども、去年は49,000千円の計上をなさっておられたと思いますが、この減額についてはいかがなものかと思えます。お尋ねしたいと思えます。

議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えいたします。

昨年度よりも3,000千円ほど予算額が少なくなっておりますけれども、これについては本年度、19年度は18年度の販売実績により積算をしたということで、昨年度は少し見積もりが多く計上していたということで、そういうことになっております。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

販売実績に基づいて計上というけれども、販売実績の内容について、おわかりだったらお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

本庁保健環境課長。

保健環境課長（本庁）（山口久義君）

お答えをいたします。

一応、積算として、燃えるごみの大小とか、リサイクル事業系等ありますけれども、燃えるごみの大で65万3,500枚として計算しております。燃えるごみの小については18万7,700枚、燃やせないごみについては10万5,800枚、リサイクルについては37万7,900枚、事業系の大で9万3,200枚、事業系の小で15万5,000枚、リサイクルの事業系で1万7,400枚、粗大ごみのステッカーで4,500枚として、予算を積算しております。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

昨年の実績を示していただきましたけれども、せめて17年度と比較すれば、どういうふうな状況になっておるのか、おわかりだったら示していただければと思います。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

ごみ袋の販売実績についてお答えをいたします。

さっき山口課長の方からは19年度の内容でしたけれども、17年度の販売実績が31,530,550円となっております。それから、18年度、まだもちろん実績は出ていないわけですが、見込みまで入れて43,418,250円を18年度は見込んでおります。

以上です。

議長（山口 要君）

議案質疑の途中ですが、ここで先ほど副島議員の質問に対する答弁の訂正の申し出が
あっておりますので、受けたいと思います。受理します。財政課長。

財政課長（田中 明君）

議長の許可をいただきましたので、訂正させていただきたいと思います。

佐賀銀行のＡＴＭの使用料、私、36千円と申し上げたと思いますが、33,920円の誤りで
ございます。訂正させていただきます。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第13款、使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、歳入91ページから102ページ、第14款、国庫支出金から第15款、県支出金までの質
疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

20番（山田伊佐男君）

98ページの県補助金の問題です。

3目の衛生費県補助金で昨年度と比較してみますと、前年はフッ素応用虫歯予防事業とい
うことで、120千円県の補助金があったわけですが、今回については私の見落と
しかわからないんですが、ちょっと見当たらないんですが、県の補助というのは廃止
になったということで理解してよろしいんでしょうか。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

フッ素応用虫歯予防事業についてお答えをいたします。

平成18年度は3分の1の県費がございました。19年度はその補助がなくなりまして、母子
保健の一般事業の中にフッ素事業を含めております。歳入の方には計上がございません。

以上です。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

と申しますのは、私の勘違いかもわかりませんが、いわゆる一般財源で本市として
はその事業を行っていくというふうに理解をしてよろしいんでしょうか。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

先ほど申しあげました母子保健一般事業の中、総額が7,858千円の中にフッ素洗口事業が入っております。この分はすべて一般財源となります。

以上です。

議長（山口 要君）

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

101ページですね、総務費委託金の中の総務管理費委託金の権限移譲事務費、この分と、徴税費委託金の県税徴収取扱費、かなり大きな増額ということで見るわけなんですけれども、昨年度と変わって、どこがどういうふうに増額の業務がふえたのかですね、この点についてお話をいただきたいと思うんですが。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

まず、権限移譲事務費の2,139千円の中には、歳出の方でお願いします旅券発給事務が844千円含まれております。それと、県税徴収取扱費が13千円掛けるの4千円ということで、52,000千円計上し、お願いをいたしております。

以上です。

議長（山口 要君）

支所総務課長。

総務課長（支所）（坂本健二君）

ただいまの権限移譲費の一番大きい部分について部長が申しあげましたが、そのほかに、一昨年は19項目だったと思いますけれども、昨年、18年度で28項目（493ページで訂正）に権限移譲の項目がふえております。その関係で増になっております。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

ちょっとよくわからなかったんですね。1番目の権限移譲事務費の分は大体わかるわけですよ。パスポートの分です、840千円増額になるというのは。あと残りの400千円分は、そしたら19項目が28項目になるから、その分が増額になるわけですかね。

もう1点が、県税徴収取扱費が1万3,000人掛け4千円と言われましたけれども、これだけじゃ、どういう内容でこれがあるのかというのがちょっとわかりにくいんですが。

議長（山口 要君）

支所市民税部課長。

市民税務課長（支所）（徳永賢治君）

お答えをいたします。

県税徴収取扱費につきましては、昨年までは県税の徴収金、これの7%が委託金として参っておったわけですが、取り扱いが改正によりまして、納税義務者数掛けるの1人4千円ということに変更をされております。そういう関係で、昨年までは20,000千円程度だったんですが、1人当たり4千円ということで、52,000千円になっております。

以上でございます。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

わかりました。それなら、かなり改善ができたわけですよ。7%出たときは20,140千円しかなかったわけですよ。それが今回から納税者掛けるの4千円ということで、約32,000千円増額で来たということで、この県税徴収の実務に対して理解がやっときたかなという感じがするわけですがけれども、県税の方はそしたら大体わかりました。

権限移譲業務の方が若干、もう一回教えてください。19項目から28項目になったという理由がですね、ちょっとまだ把握できないんですが。

議長（山口 要君）

支所総務課長。

総務課長（支所）（坂本健二君）

訂正をいたしたいと思います。

済みません、19項目から21項目でございます。失礼しました。（「2項目ふえたということやろう」と呼ぶ者あり）そういうことでございます。

ちなみに、均等割が20千円ですね。それから、そのほかに各事務に応じまして件数割というのが面々に数値がございますので、その差でふえたということでございます。（「2項目ふえたのは何なんですか」と呼ぶ者あり）

身体障害者の手帳と、パスポート発行事務でございます。2件でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。野副議員。

14番（野副道夫君）

1点だけお尋ねをしたいと思います。

93ページと、それから97ページの関係ですが、93ページの中で、民生費国庫補助金が全体的に9,556千円減額になっております。それから、97ページの中では民生費県補助金が13,343千円増額になっておりますが、これは権限移譲によるものでしょうか。それとも、ほ

かに何か県費事業がふえたための関係でしょうか。

議長（山口 要君）

本庁福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

お答えいたします。

まず、一番大きな変更点は身体障害者施設等訓練支援費、この分が居宅サービスの支援費につきましては、18年度までは補助金ということで交付になっておりましたけれども、19年度は負担金で一本化になったということでございます。その分で23,000千円ほど減額になっておりますけれども、一方、増額の分では次世代育成支援対策交付金、この分について延長保育を行う保育園の数が増加したために、7,000千円弱の増加になっているかと思えます。

議長（山口 要君）

野副議員。

14番（野副道夫君）

それじゃ、権限移譲によってこういうふうな数字に変わったということじゃないわけですね。国から県に入ってきたということじゃないわけですね。

議長（山口 要君）

本庁福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

議員申されたとおりでございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山口議員。

13番（山口榮一君）

98ページですか、衛生費県補助金ですね。その中に、去年は精神障害者居宅生活支援事業というのがあったわけなんですけれども、ちょっと教えていただきたいのは、これはどういうふうにかっちの方、19年度の方には入っているのかですね。去年は、精神障害者居宅生活支援事業と精神障害者居宅生活支援事業のホームヘルプサービスとグループホームがあったわけなんですけれども、それはどうなっておりますか。

議長（山口 要君）

本庁福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

お答えいたします。

精神障害者のホームヘルプ等の事業につきましては、前のページの97ページ、地域生活支援事業（精神）4分の1、この中に入ってきたということでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

18番（西村信夫君）

91ページの国庫支出金ですけれども、5節の生活保護費国庫負担金302,800千円計上されておりますけど、前年度比較すれば5,024千円の減ということで、マイナス1.3%減になっておりますけれども、これはどういうふうな計上なんですか、お尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

本庁福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

お答えいたします。

この分につきましては、歳出との関係がございまして、歳出の方の扶助費も減額になっているということでございます。これに伴う4分の3の補助も当然減額になったということでございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

この件については歳出とも関連しますけれども、生活保護世帯について調査されておられると思いますけれども、嬉野市において、どのくらい生活保護世帯がいらっしゃいますか、その点お尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

本庁福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

現在、平均的なところで、世帯数で165世帯で205人程度とっております。

議長（山口 要君）

山田議員。

20番（山田伊佐男君）

税の関係の影響で4分の3の国の負担金が減ってきたということなんですけれども、若干、申しわけないですけど、例えば、医療費扶助が補正にも出ていましたけど、50,000千円ほど削減されましたよね。これについては、いろんな要因はあると思うんですけれども、例えば、今、国は生活保護については抑制をしようという方針が出されたわけですね。母子家庭の母子加算、あるいは65歳以上の持ち家の人については生活保護の対象としなくて、家を担保にして、要するに金を貸し付ける制度に変えるとかいう方向性になったりしておるわけなんですけれども、これについては、認定基準について、もう少しきちっとしなさいとかいう、県とか、あるいは国からの指導があって、その対応をして、例えば、今年度の医療費扶助とか

が減ったというふうに思えてならないんですけれども、そこら辺についてはいかがですか。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

お答えします。

医療扶助につきましては、一般診療につきましては嬉野市の医師会にお願いをして、1人の医師、それから、精神関係につきましては精神の医院の中から御推薦をいただいて、それぞれの治療の方法とか、療養費が適当であるか、そういった医療金の交付をした後にレセプト審査をしていただきまして、妥当というような形で的確な医療費の給付を行っているつもりでございます。

議長（山口 要君）

山田議員。

13番（山口榮一君）

テレビ報道とか、あるいは新聞報道等で生活保護の問題、非常に報道されているわけですが、やっぱり一つ心配するのは、いわゆる働けるのにこの制度を利用して生活保護を受けると、これは絶対排除せなきゃいかんと思いますけれども、よその自治体に見られるように、北九州あたりは二度も申請に行ったけれども、申請の要件を満たしているのにむげに断られたとか、こういう問題も多発しています。京都も殺人を起こされましたよね。このことで、今、弁護士会あたりが生活保護の申請に同行するという形のところまで来ておるようですね。そこら辺で、ぜひ慎重な対応をしていただきたいと。要するに、抑制の方向ばかり主張すると、どうしても排除の方向に進んでいきますので、そこら辺については、今後慎重に対応していただきたいということを要望だけしておきたいと思います。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第15款・県支出金までの質疑を終わります。

次に、歳入、103ページから116ページ、第16款・財産収入から第21款・市債までの質疑を行います。質疑ありませんか。織田議員。

9番（織田菊男君）

111ページ、3目の教育貸付金元金収入の件ですが、これはちょっと忘れまして聞きますが、塩田町と嬉野町は1件あたりの金額が違っていたと思います。それをちょっと教えてくださいませんか。

それから、これが12,153千円ということになっておりますが、何件になっておりますか。件数です。

議長（山口 要君）

今、学校教育課長が参りましたので、もう一度済みません、質問をお願いいたします。

9番（織田菊男君）続

これが塩田町と嬉野町の場合は、貸し付ける金額が違っていたと思います。これが1件あたりの金額がどのくらいになっているかですね。

それから、今回が12,153千円ということになっておりますが、件数は何件になっておりますか。

議長（山口 要君）

学校教育課長。

学校教育課長（江口常雄君）

お答えいたします。

予算上の、まず件数だけ申し上げます。93人を予定しております。額については先ほどおっしゃったように、旧塩田の方と旧嬉野の方に貸し付けるものとの仕分けをここではしておりませんので、後でよろしいでしょうか。

議長（山口 要君）

織田議員。

9番（織田菊男君）

奨学金を貸し付けて、支払いをしてもらっていない方がいると思いますが、件数が何件で、どのくらいの金額を支払いをもらっていないか、どのくらいありますか。貸付金額。（「滞納金額やろう」と呼ぶ者あり）滞納金。

議長（山口 要君）

学校教育課長。

学校教育課長（江口常雄君）

延滞金のことですかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

17年度から18年度に繰り越した分として、4,000千円程度（515ページで訂正）があったと思います。済みません、慌てて来ましたので、今、その資料を持っておりません。今年度の積算の資料だけありますけれども。

議長（山口 要君）

織田議員。

9番（織田菊男君）

延滞金が毎年残っているというふうな感じを持っておりますが、この延滞金をなくすために、どのような努力をされているかですね。保証人が多分いると思うんですよね。保証人に対して請求されておりますか。

議長（山口 要君）

学校教育課長。

学校教育課長（江口常雄君）

昨年の議会のときにも、議員にはその質問をいただいたと思います。それで、今年度も毎月返済の約束をいただいている方について、おくれた分については電話でのお願い等をしてはおります。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、昨年と比べて状況が好転しているかと申しますと、なかなかそういうわけにもいかないようです。電話をしても切られてしまうということもございます。保証人の方にも、もちろんお電話をしておりますけれども、今のところ、電話か文書ではなかなか思うようにいかないものが多いです。おくれがちで持ってきていただく方ももちろんおられますけれども、ある何名かについては全然、音信も不通だという方もおられます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

18番（西村信夫君）

今、織田議員の方から奨学金貸し付けの関係についてお尋ねでありましたけど、関連質疑として、執行部の方は昨年の経緯についてはわからないと言われておりましたけど、私は調査しておりまして、88名計上されております。そういうことで、塩田が22名、嬉野が62名ということですが、比較して、嬉野が非常に多く貸し付けをされておられますけれども、この経緯については、いかがなものかお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

学校教育課長。

学校教育課長（江口常雄君）

嬉野と塩田の貸し付けの実績の差というのは、貸付金額の差だと思います。嬉野の場合は、過去に貸付金額をふやしましたら申し込みが一気にふえた経緯があります。塩田については、やっぱりずっと少ない額で来ておりましたので、申し込みの実績が少なくなっておったと思います。今年度、19年度の予算の中で申し込みをとって、審査会を来年、19年度予定者についてはいたしましたけれども、昨年よりもまた申込者はふえております。

参考までに申し上げますと、大学進学者だけで5名程度予定しておりましたけれども、25名。高校も5名予定しておりましたけれども、12名程度ありました。そして、専門学校は2名予定をしておりますけれども、7名だったかと思いますが。それで、教育委員会を開いて、貸付予定の方については一応順位をつけております。あとは実際に大学に合格されるか、されないかで、また違ってきますので、一応予定だけはしております。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

昨年よりもことは大幅に多いということですが、これは補正予算を組んででも、やはり応募者があった方については奨学金を与えるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。（発言する者あり）

そしたら、あと歳出の方でお尋ねしたいと思いますけれども、締めて滞納者が5名と言われておりましたけれども、実績として、嬉野、塩田、合わせてどのくらいの額なのかですね、その点まで含めてお尋ねします。

議長（山口 要君）

学校教育課長。

学校教育課長（江口常雄君）

お答えします。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、18年度に滞納繰り越し等をした分は、資料を今こちらに持ち合わせませんので、後でよろしいでしょうか。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。平野議員。

19番（平野昭義君）

まず、103ページですね、これについてはお願いですけど、財産収入の方で利子及び配当金が13項目ありますが、後でいいですから、これは利子を上げておられますけど、基金がどれくらいされてあるのか、コピーでもいいですから、後で担当課の方によるしくお願いします。

それから、113ページの諸収入の雑入のところ、中ほどから検診が7項目上がっております。このことで、私は担当でいろいろ聞いておりますけど、今回から約2,000千円ぐらい増収を見込んだと。それで、谷口市長にお伺いしますけど、一方じゃ谷口市長が今度新しく国保ヘルスアップ事業として5,000千円施策として上げていただいておりますと、非常にいいことですね。

しかし、裏を返せば、検診は値上げして、70歳以上の方が全部7項目受ければ、男で2,500円、女で3,300円の値上がり、負担せにやいかんと。そうすれば、早期発見、早期治療というたい文句が、逆に、もう健診に行きとうなかと、金持たんというごたあこともありはせんかと。特に、去年から高齢者減税も廃止されるし、定率減税も来年度でなくなって、税金はどんどん高くなって、今度は介護保険が上がると。非常に高齢者が大変な時代に、わずかの二、三百円の値上げならば、そのまま据え置きとっていかれた方がいいじゃないかと。

その一方では、去年、塩田町民の方ですけど、ごみ袋が50円が300円になったとあって、大変なにぎわいやったわけですよ。そして、ごみ袋が30万枚以上残ったと。何か矛盾したようなやり方が続くけんですね。これについては、せっかくの谷口市長の国保のヘルスでの運動ですけど、それを2,000千円程度減らしてもらって、こちらを減額した方がいいんじゃない

いかと思いますけど、いかがでしょうか。

議長（山口 要君）

暫時休憩します。

午後 4 時33分 休憩

午後 4 時33分 再開

議長（山口 要君）

再開します。

市長。

市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

今回、トータルで予算を見させていただいたわけございまして、健康という大きなテーマを掲げたわけございしますが、これは一般質問にもお答えしましたように、いわゆる全世代を通じて健康で生きがいの持てる市にしていこうということでございまして、特に保健予防ということで力を入れていきたいということで、いろんな事業を今回取り入れていきたいと思っておるところでございます。

そういうことございまして、今回はできましたら、予算とは別に関係ありませんけれども、私どもの保健師の地域担当というモデル地区をつくって、家庭の中から健康問題を考えていく、そういう地域にしていきたいということで考えておるところでございます。

そういう点でございますので、それぞれの検診ということになりますと具体的なことになりますので、また考え方が違ってくるわけございまして、検診等につきましては、それぞれやはり検診を受けていただくということで、ある程度の御負担をお願いしていきながら、奨励等によってまた的確な受診等もしていただくということで、二本立てでいかせていただきたいと。両方相まって、要するに健康というテーマに沿っていけるんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。

そういうことでございますので、今までありましたそれぞれの事業は、継続はいたしておりますけれども、そういう中で、ある程度やはり御負担をお願いする分はお願いをしていきながら、それに加えて私どもの新しい施策として、トータルの健康づくりというものを世代にわたって考えていきたいと、そういう市にしていきたいということで、これから努力をしていきたいと思っておるところでございますので、ぜひとも御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

16番（副島敏之君）

113ページ、職員駐車場の件でございますが、最初の説明では月1千円の使用料をいただ

くということで、2,160千円計上されておりますが、これは割ればすぐわかることですが、百五、六十名ですかね。これはどの課で、どの所管で取り扱いをされるのか、まずお伺いたします。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

お答えいたします。

1千円の1年で12カ月の180人で2,160千円ということでございます。この算出、徴収は今のところ、財政の方で行うこととなりますけれども、これについては対象者は職員で恒常的に車を利用する方ということですね。本庁、支所とも歩いてこられる方とかいうのは対象にしておりません。この場合は、保育所とか、そういうところも含めての180人で、今現在、何人が御利用いただくか調査中でございます。

以上です。

議長（山口 要君）

副島議員。

16番（副島敏之君）

各所いろいろな市の職員の駐車場があるわけですが、駐車場を利用する車の、例えば、レットルかなんか、すぐぱっとわかるようなことはされるんですか。何もしないでされるのか。その辺はどういうふうにする予定でございますか。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

現在、駐車場の利用の駐車許可証みたいな形を一応用意しております。特に本庁の場合は、大きく分けて1階と2階のフロアを、お客様を優先させていただきまして、半分ずつ月交代で利用しております。それで、ピンクと黄色の分でございますけど、ピンクの分が例えば4月、翌月ということで、それを車の前に出してしてくださいということです。

ただ、これは本庁だけでやっておりますので、全部駐車許可証みたいな形は出しておりませんので、今後、利用される方は、保育所なんかは出していないと思いますので、その辺も全部含めて、改めて駐車使用料を出される方については用意すべきじゃないかということで考えております。

以上です。一応、今の答弁の中で、本庁と支所は出しております。

議長（山口 要君）

副島議員。

16番（副島敏之君）

これは市民の多くの方々も、よその市町村はそういう報道もされておりますね。職員の駐車場はどこでもただだと。ところが、そういう不平不満があって、今回、こういう御提案がされたということは、市民の方には、私は受けがいいと思うんです。ですから、それについてはぴしっとした形で何かしておかないと、市民の方が役場に来られたときに、市民の車なのか、職員の車なのか、区別がぴしっとつきますからね、これはやはり何らかの、今、総務部長が言われましたので、何かの形で、ちょっと見たらわかるというようなことをしてあげれば、私はスムーズにいくんじゃないかと思しますので、ぜひ要望をしておきます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

11番（神近勝彦君）

関連なんですけれども、職員の方はわかったんですよ。そしたら、特別職ですよ、市長、助役、それから教育長、この三役はどうなりますか。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

当然、お願いをしようかということで考えております。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

それを聞いて安心したんですが、だから、特別職の3人さんもお願ひするようであれば、結局、議会としてもそれに対応して考えていかなければならないと思うわけですよ。というのが、結局、これはこの場で言うことじゃないかもわかりませんが、私たちの議会中、定例会の間は、やはりこの公営の駐車場を占領しておるわけですよ。今議会なんかは約3週間、ほとんど一月なんですよ。そういうふうに、職員さんたちから毎月毎月駐車場料としていただく。三役からもいただくとすれば、議会としても連動をしなければ、多分の市民の皆さんからは理解を得られないという気持ちを私持っていたもんですから質問いたしました。

間違いなくいただくわけですね、確認をしておきます。

議長（山口 要君）

総務部長。

総務部長（中島庸二君）

ぜひ、いただきたいと思ひます。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

113ページ、雑入なんです、市町村振興宝くじオータムジャンボとサマージャンボの3,000千円と20,000千円ですかね、雑入で上がっているわけですが、この、要するに23,000千円というのがまず目的があつての雑入なのか、それとも一般財源化できる、何に使ってもいい金額なのかというのが1点と、もう一つが市報有料広告、これは480千円というのが本年度から上がっております。これについての具体的な内容について御説明をいただきたいと思ひます。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

第1点目のオータムジャンボ、サマージャンボの収入ですね、これが一般財源なのかということですが、使用目的は特定されておひりません。一般財源でございます。

2点目は、企画課長が答弁いたします。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

お答えいたします。

市報の有料広告480千円のことでございます。今回新たに収入を求めるといふことで、市報の下の方に4コマを設けようという計画でございます。内訳といたしましては、一月に10千円の4コマの12カ月といふことで、480千円と……（「一月に」と呼ぶ者あり）一月に4コマですね。1コマ10千円。月40千円になりますので、その12カ月という予定でございます。

以上です。

議長（山口 要君）

田中議員。

7番（田中政司君）

これは一般財源化といふことで、これが毎年要求して来るものなのか、順番で来るものなのか、そこら辺ちょっとわからないんですが、去年はたしか来ていないんですね。これが毎年来るものなのかといふことと、市報だけなのか。せつかく、これはよそでもやっていることなんです、ごみ袋等においても、ぜひこういうことを考えていただきたいなといふところはあるんですが、今のところ、市報だけ考えておられるのか、それとも、ほかの課において、ぜひこういう有料広告物のことを考えておられるのか、今後のことなんです、そこら辺、もしありましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

議長（山口 要君）

企画課長。

企画課長（三根清和君）

今回、市報で有料広告を予定しております。これにつきましては、行政改革のプランの中でも収入を上げることができるものはどんどんしていくという方向でつけておりますので、今後、ごみ袋ほか、いろんなものにもできるように検討していきたいというふうに思います。以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

18番（西村信夫君）

113ページ、雑入についてお尋ねしたいと思いますが、がんの検診費用徴収ということで、胃がん、子宮がん、肺がんですね。そしてまた、肺がんの喀痰、乳がん、大腸がん、前立腺がん、この7項目を計上されておりますけれども、去年は6項目で、ことし新たに喀痰の肺がん検診がっております。前年が2,423千円で、ことしが4,955千円、2,332千円の増ということで計上されておりますけれども、がん検診の増ということについては、がん関係については早期発見、早期治療という原則のもとで計上されておられると思いますけれども、その点は率として59%の増です。その件について、お尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

各種がん検診について、お答えをいたします。

先ほど平野議員からもお尋ねがございましたけれども、費用の徴収につきましては、歳出にお願いをしております委託料とか、あるいは県内の状況を参考に設定をいたしております。それで、18年度については、合併協議の中で旧塩田町の費用徴収額に合わせて実施してきたところでございます。その金額につきましては、先ほど言いました歳出に組んでおります委託料の平均14.3%でお願いをいたしておりました。今回、新年度予算を編成するに当たって、厳しい中での編成となったわけです。新年度につきましては、委託料の平均の22.5%ということで、対前年比8.2ポイント増ということで設定をいたしまして、値上げをお願いしているところでございます。

それと、あとは、今まで70歳以上の方、また、65歳以上70歳未満の方で老人医療受給者証をお持ちの方は無料でございましたけれども、70歳未満の方と同額をいただくことをお願いをしております。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

がんの検診率の向上はさることながら、昨年は対象者に対して、がんの検診率はどういうふうな状況になったのか、あわせてお尋ねします。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

検診率ですけれども、まず、基本健診が71.9%、これは申込者数に対するパーセントでございます。それから、胃がん検診が50.9%、肺がん検診が60%ちょうど、大腸がん検診が59.2%、子宮がん検診が62.8%、乳がん検診が67%、結核検診が67.5%、前立腺がん検診が59.8%となっております。

以上です。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

検診率からいえば、6割、7割、あるいは5割程度なんですけれども、それぞれ市内、市外の病院等々で胃の検診、カメラ、あるいはそういったのを検診されておられると思います。そういった検診を受けるに当たって、結果報告がなされると思いますけれども、その結果について、先ほどのお話では、がんは7名程度というようなことであつたんですけれども、7名と言われても、病院に通院する必要があると言われていた方には何名ぐらいいらっしゃるのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

18年度も検診がすべて終わったんですけれども、その最終結果がちょっとございませんで、11月30日現在でよろしいでしょうか。胃がん検診が、要精密率が13.6%、肺がん検診が2.8%、大腸がん検診が9.4%、子宮がん検診が1.8%、乳がん検診は午前中も質問がございましたけれども、結果的にはがんではありませんでしたけれども、要精密率が7.6%、それから、前立腺がんが3.5%となっております。この分を合計いたしまして、6.6%が要精密率となっております。その中で、要精密者が705人でしたけれども、128の方が異常は認められないということで、11月30日現在の結果では出ております。

以上です。

議長（山口 要君）

議案審議の途中ですが、お諮りいたします。

本日の会議時間を5時30分まで延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を5時30分まで延長したいと思います。

ほかに質疑ありませんか。園田議員。

5番（園田浩之君）

関連ですけど、先ほどの答弁の申込者数に対してのパーセンテージは、それだったですかね。申請者に対するパーセンテージじゃなかったかと思ったんですけど。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

先ほどの申込者というのは、申請者のことでございます。それぞれ年齢が設定されまして、大体、40歳以上の方ですけれども、その方にすべて、19年度の検診については準備の都合で申込書をやっておりますけれども、対象者の方にすべて通知をやりまして、そして、その中で治療中の方、職場で健診をされる方、それから、人間ドックを受ける方、あるいはまた、JAの方でも健診をされる方もいらっしゃいますので、そういうような関係は嬉野市で行うがんの検診の対象にはならないわけですよ。そして、申し込まれた方に対する受診率を先ほど申し上げたとおりでございます。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。副島議員。

16番（副島敏之君）

これはひとつがん検診の、特に胃がん検診について、私、御要望を申し上げたいと思います。

私もなるべく、町あるいは市の検診については、検診日になるべく受けるように、せんだって一応予約といたしますか、受けましたもんですからしたんですが、つくづく、毎回思うんですが、胃がん検診に行って、何時から受け付けて必ず書いてありますが、もうお客さんは1時間前から行っておる人がいっぱいおるんです。1時間前から。そしたら、やっぱり受け付けは女性の方も大変でしょうけど、それを番号札をやっておるわけですね。そしたら、時間どおり来た人は、とてつもなく番号が遅くなるんです。特に、がんは車の中であれを飲まにゃいかんし、あっちこっち1人の時間もかかります。そしたら大概、毎回、途中でやめて帰る方がおられるんですよ。もち切らんと。2時間はざらです。

ですから、その辺をですね、もうちょっとどがんかならんかなというふうに私は思うんですが、とにかく担当部長でも、課長でも結構でございますから、当日の模様を見てこられたことがありますか。見に来られましたかね、来られましたか。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

がん検診の会場ですけれども、もちろん、塩田の公民館の方にも18年度については何回か見ました。そして、嬉野の公会堂であっているときも、ちょうど支所に行ったときなんかに見ております。

時間帯のことなんですけれども、検診会場の準備は、前の日に大体準備をするんですけれども、検診車が4台、佐賀の方から来ております。それで、検診車が来てからいろんな配線コードが何本でもございますので、そこら辺の準備をしてから検診を行って関係ですね、しかしながら、大体6種類の検診を半日でさばけますので、いろいろ都合もございましょうけれども、受付時間のちょっと前ぐらいに来ていただければ、そのときにはまた行列もできている状態ではあるんですけれども、大体午前中に完了をしております。

以上です。

議長（山口 要君）

副島委員。

16番（副島敏之君）

だから、その辺をですね、胃がんについては時間が一番かかるわけですよ。しかし、血液検査だけで終わるがん検診もあるわけですね。血液だけ取れる。だから、それをもうちょっと柔軟に、うまく流れるようにだれかがしてやらんと、毎回毎回思うんだけど、そして、必ず帰られる方がおるもんだから、番号が飛ぶんですね。一生懸命おめきよらす。ところが、おんさんぎちゃ、なかなか今度は機械的に番号が飛んでいるとまずいもんだから、毎回同じようなことがありますもんで、その辺をもうちょっと合理的にうまくいくようにしていただければなと。

そして、受け付けもあんな1時間早く来られて、当たり前15分ぐらい前に行ったときには、もう何十人て来てあるわけですよ。そして、今度は胃がんが最初だからということで、1時間以上待っとかにやいかんわけですよ、そこで。だから、その辺を効率のいい検診制度を、だれかが現場を指導していただきたいなというふうに思いますけれども、再度部長の方からスムーズに流れるように、検診が苦にならんように、待ち時間がですね、そういうことでお願いしたいんですよ。

議長（山口 要君）

市民生活部長。

市民生活部長（中山逸男君）

まず、いろんな検診を受ける前に、年齢がいった方とか、体調もいろいろあるだろうし、まず、問診をしてから、そして、それぞれの検診を受けるわけです。今度、19年度からは若干検診の方法を変えまして、委託を少し拡大いたしまして計画をしております。議員がおっ

しゃるように、スムーズに流れるように健康増進グループともまた打ち合わせをしています。
(「よろしくどうぞ」と呼ぶ者あり)

議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。神近議員。

11番(神近勝彦君)

同じく113ページの雑入の中の市報送料負担金なんですが、今年度、昨年度からすればかなり少なくなったわけですね。これは内容からいったときに、結局、送る先が少なくなったのか、それとも、無料ということで送られているのか、このことについてはいかがなんでしょうか。

議長(山口 要君)

企画課長。

企画課長(三根清和君)

お答えします。

市報送料負担金ですね、これはかなり減ってきております。といいますのが、今、インターネット上でも見られるようにしましたところ、ペーパーでの希望はないという方がふえまして、予想的に見て、これぐらいの見込みということで出させていただいております。

これはちょっとまた別段になりますが、これも行革の方針で、無料で今まで配布しているところもございますけど、今年度からはそれも全部有料にさせていただきますということで、一応通知は差し上げております。一応、14千円の予算でございますけど、ちょっとまだこれは変動するかなというふうに思っております。

以上です。

議長(山口 要君)

神近議員。

11番(神近勝彦君)

大体、中身的にはわかったんですが、そしたら、関東、関西あたりの方に、そのあたりの通知はしっかりやっていただきたいなど。中には、市報関係さえ知らない方もいらっしゃるだろうし、インターネットということで今から進められていくなら、それで構いません。でも、やはりいろんなふるさとを出てある方に、こういう形でやっているということは周知徹底をしていただいて、お願いしておきます。もう答弁要りません。

議長(山口 要君)

ほかに質疑ありませんか。(「最後」と呼ぶ者あり)神近議員。

11番(神近勝彦君)

115ページです。市債ですね。今年度も臨時財政対策債が発行されております。昨年からすれば、かなり少なくなったわけなんですけれども、この中で、本年度発行をするに当たっ

て、主なものですよね。どういうところに充てられるつもりなのか。また、来年度、3月までの間に、国庫、あるいは県の補助関係をいただくことができる可能性があるかないかですね、このあたりについていかがでしょうか。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

臨時財政対策債のことですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

お答えいたします。

臨時財政対策債は一般財源でございますので、どの事業に充てるということはないですけれど。（「うん、わかっとつとですよ。だから、その中で主なものというとはなかとですか」と呼ぶ者あり）いや、主なものというよりも、財源の不足の分はもともと臨時財政対策債そのものが、交付税が減額されかかりました14年度、15年度ぐらいから発行していいようになったわけですが、交付税の減額分をこちらで見るという流れでございますので、いわゆる一般財源ということで、何に充てる、かになに充てるということではございません。

議長（山口 要君）

神近議員。

11番（神近勝彦君）

そういうことであれば、これ以上言うことないんですが、臨財の目的というものはわかっているんですよ。ただ、その中である程度、ここがやはり今まで一般財源が削られてきたから、これを発行しようということで一般財源に持っていつているじゃないですか。その中で、結局、その他の項目とか、財源分けの中で、多分幾らか入っておるところもあるのかなという気がしたもんですから、その中で、特にここには臨財の分を充てるというものがあつたのかなと思ってお聞きをしたわけですよ。ただ、あくまでも3億何千万円の中の、結局、極端な言い方をすれば、1,000千円ずつがあっちこっちに行っているよという言い方ならば、それはそれで仕方がないと思うわけですが、そういう考えでいいわけですね。

議長（山口 要君）

財政課長。

財政課長（田中 明君）

お答えいたします。

財源の振り方で国庫支出金、地方債、その他特定の使用料収入、それ以外が税収とか交付税とかの、いわゆる一般財源でございますけれども、その仲間でございますので、これを例えば民生費に1,000千円、衛生費に1,000千円とか、そういった振り分け方はしませんで、財源として足りない分をこれで埋めるという取り扱いでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。西村議員。

18番（西村信夫君）

114ページです。介護報酬について、本年度は16,573千円計上されておりますけれども、昨年は32,742千円、率として49.4%のマイナスですけれども、これは介護報酬（マネジメント）ということで、介護の認定から介護の計画づくりと思いますけれども、要因の関係の減なのか、それとも、どういうふうな方向でこういう減額をされておられるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

お答えいたします。

介護報酬につきましては、18年度予算でも主な減額をいたしました。そういったこともございますけれども、年間の見込みとして3,796人、初回が240人、継続で3,556人ということで、合計の3,796人ということでの見込みでございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

前年度に比べて減の見込みと言われましたけれども、認定の基準に当たって、今の現状はどのように市としてなされておられるのか、あるいは、委託として済昭園とかあいったところにも認定基準については委託されておりますけれども、うちの取り扱いについてはどうなっておられるのか、おわかりだったら示していただきたいと思います。

議長（山口 要君）

福祉課長。

福祉課長（本庁）（大森紹正君）

お答えいたします。

ケアプラン策定の技術的な面ですか、これにつきましては、介護保険事業所等から研修会等があるところでございます。

議長（山口 要君）

西村議員。

18番（西村信夫君）

うちの介護保険の窓口については、介護認定専門員ですかね、そういった国家資格を持った人が配置されておられるのか、18年度については、よそからこちらの方に一時配置をされておられると思いますけれども、うちの本市の職員として何名配置されておられるのか、その点、

お尋ねしたいと思います。

議長（山口 要君）

福祉部長。

福祉部長（田代 勇君）

介護関係につきましては、現在、嬉野総合支所の方に地域包括支援センターが窓口になりまして、そこで現在、業務受け付けをしております。特に専門員としましては、保健師、看護師、それから社会福祉士、計の現在で大体5名ぐらいの体制でやっておりますけど、来年度はまた新たに1名の増ということしております。

以前からありましたように、介護プランが民間事業所、在介事業所につきましては8件と、そういった制限が今度の4月1日から加わりますので、そういった意味では行政の直で行う介護包括支援センターの方が今度は荷が重くなりますので、そういった人員の要求をお願いして、今後、一応専門職の採用も決まっているかに聞いております。

以上です。

議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第21款・市債までの質疑を終わります。

お諮りいたします。議案審議の途中であります。本日の会議はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本日は、これで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会いたします。どうも大変お疲れさまでございました。

午後5時11分 延会